

第十九回 参議院厚生委員会會議録第四十四号

昭和二十九年五月二十四日(月曜日)午後一時三十一分開会

委員の異動

本日委員安部キミ子君辞任につき、その補欠として湯山勇君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一君

理事 大谷 繁彌君

常岡 一郎君

竹中 勝男君

委員 柳原 亨君

高野 一夫君

谷口 弥三郎君

横山 フク君

廣瀬 久忠君

藤原 道子君

湯山 勇君

堂森 芳夫君

有馬 英二君

国務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君

政府委員 厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君

厚生省環境衛生部長 曾田 長宗君

厚生省医務局長 高田 正巳君

厚生省薬務局長 安田 巖君

厚生省社会局長 久下 勝次君

厚生省保険局長 草間 弘司君

事務局側 常任委員 多田 仁巳君

常任委員 会専門員 仁巳君

説明員

厚生大臣官 房総務課長 小山進次郎君
厚生省薬務 局監視課長 大熊 治一君

本日の会議に付した事件

○水道法案(内閣提出)

○厚生省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○医業審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

委員の異動を報告いたします。五月二十四日付を以て委員安部キミ子君が辞任されて、湯山勇君が選出せられました。

○委員長(上條愛一君) 次に、水道法案を議題といたします。提案理由の説明を願います。

○国務大臣(草葉隆圓君) 只今議題となりました水道法案につきまして提案の理由を御説明いたします。本法案は、厚生、通商産業及び建設三省の共管でございますが、私から御説明申し上げます。

申すまでもなく、水道は、飲用、鑑工業用等の需要に応じて水を供給する施設でありまして、国民の保健衛生、並びに都市施設の整備と鑑工業の生産上にも重要な施設であります。従いまして水道の施設及びその管理について適切な規制を行い、又水道事業を保護育成することにより、その普及を図ること

は、国家的に見てこの際、最も重要なことと存するのであります。併しながら現行の法規としては、明治二十三年に制定されました水道条例があるのみで、その規定は、甚しく簡単であり、現下の実情に副わない点が多々あるものであります。政府といたしましては、この点に鑑み、慎重に検討を続けて参つたのでありますが、このたび漸く成案を得てここに本法案を提出いたしました次第であります。次に本法案の概要について御説明申し上げます。

本法案の構成としましては、水道の中でも国民生活に最も密接し且つ重要である上水道につきまして詳細に規定し、簡易上水道、専用上水道、事業用水道につきましてはそのの特異性に應じ、特例の規定を設けることとしたのであります。先ず上水道の規制につきましては、第一に、上水道の水質基準及び施設基準を設けたこととあります。申すまでもなく、国民の飲用に供する上水道につきましても、良好な水質、水量及び適切な施設を確保することが、必要不可欠の要件であると考えられるのであります。この点が甚だ不明確でありますので、この点に関する規定を整備することにいたしました次第であります。

第二に、上水道事業の経営主体を原則として地方公共団体としたこととあります。即ち現行法では、市町村公営主義によつてゐるのでありますが、水道の施設される地域が、漸次広域を対

象とする傾向から見ましても水道の事業主体は、市町村に限ることなく、むしろ府県をも含めた地方公共団体公営主義をとることが至当と考え、そのように規定いたしました。

第三に、地方公共団体が水道事業を経営いたします場合の現行の認可制を改めて届出制としたこととあります。

地方住民の福祉につきましても最も強い関心を有し、熱意を持つてゐる地方公共団体自主性を尊重しつつ水道の普及を計らんとする趣旨に出づるものであります。

第四に、水道の施設及び管理に當つては、一定の資格を持つ責任技術者に担当させることに規定したことであります。

第五に、水源保護のための特定の行為を禁止する水源保護地域の規定を設け、水源の水質並びに水量の保全を適正に図ることにいたしました。即ち、第四及び第五の二点は、水道を常に安全且つ良好な状態に保持し、上水道の目的たる国民の飲用に供する水を確保するために不可欠なものであると考え、新たに規定したものであります。

上水道に関する主要な規制として、以上申述べました諸点であります。次に各種水道について申し上げます。先ず簡易上水道につきましても、水道の構造及び規模等よりして施設業務及び技術管理を担当する責任技術者の資格等につき規制を緩和することとし、水源保護地域の指定及び解除

の手續についても簡素化したことにしたのであります。

次に、事業用水道につきましても、現下我が国の鑑工業の立地上陸路となつております用水を確保することが緊急でありますので、水道部門における工業用水その他原水供給の水道を事業用水道として特別に規定することにいたしました。即ち、上水道一般の規制によらしむる外、施設基準及び水源保護地域との指定基準につき特例を設けることとし、更に鑑工業等の生産原価への影響を考慮した水道料金の規制等についても特別規定を設けることとしたのであります。更に専用上水道につきましても、おおよね、上水道に準じた規制を行なつたのでありますが、事業経営の特許、給水義務等は、除外いたしましたのであります。

次に、現行水道条例に欠けてゐる行政監督の規定を整備して行政の実効を確保することを図つた次第であります。が、一面かかる行政処分に対する水道事業者の立場からの救済手段として、訴願の申立て及び裁定の申請の規定を新たに設け、万遺憾なきを期したつもりであります。

次に、地方公共団体が行う水道事業に対する保護育成の手段としましては、国がその費用の一部を補助する規定を新たに設け、現行水道条例の不備を補ひ、併せて水道事業に対する国の助成につき制度上明確化することにした次第であります。又この法律の実施の責に當る主務大臣につきましては、

行政事務の能率化の見地から、各水道の種別により、或は水道行政の内容によりそれ／＼最も適当と考えられる主務大臣を以てこれに充てることにいたし、以て各関係大臣の権限を明確にいたしました。又一方これと相並んで可及的に都道府県知事にその事務の一部移譲し得るようになしたのであります。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重に御審議頂きますして、速かに御可決あらんことを切望する次第であります。

○委員長(上條愛一君) 本案の質疑は次の機会に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(上條愛一君) 速記を始めて下さい。

次に、厚生省関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。ちよつと概略の説明を願いたいと思ひます。

○説明員(小山進次郎君) 厚生省関係法令の整理に関する法律案につきまして概略を御説明申し上げます。

この法律案は、提案理由の御説明でも申上げましたように、現在厚生省がその施行に當つております法律のうち、事務簡素化の見地から見まして整理することが適当であるもの、及び事実上すでに死文と化しておるようなものを整理しようとするものでございまして、ちよつとこの問題は関係するところ極めて大きな問題でありますので、長い期間に亘つて検討を続けてお

つたのであります。今行おうといふたしするものは、これらのうちで如何なる角度から見ても問題のないものだけを取りあへず整理する、従つて更に今後検討を続けまして、結論を得次第逐次そういうことを進めて行く、こういうような考え方で案をとりまててございまして、従つて今回挙げられておりますものは、極めて輕微なものが多くなつておりますのであります。が、そういう事情からでございます。

内容を御説明申し上げますと、第一条で廃止すべき法律といたしまして四つを挙げております。第一の国民体力法は、御承知のように曾つて健兵健民という目的を以て青年の体力を管理する目的で作られました法律でございます。して、この法律そのものの中にはかなり残しておきたいものもあるわけでありまして、法律制定の趣旨なり、或いは目的なりが今日において適當でございませんで、すでに現在では事実上死文化している法律でございます。さういふ意味合いにおきまして一応ピリオドを打つという意味でこの国民体力法を廃止するようになつたといふわけでございます。

第二の、有毒飲食物等取締令は、曾て占領時代にポツダム政令として制定され、その後占領が終了した際に法律と同一の効力を有するものとされて参つたのであります。この政令で定められております内容は、四エチル鉛の取締とそれからメチルアルコールの取締をきめたものでございまして、メチルアルコールにつきましては、すでに御承知のように現在ではこれだけで事故が起るといふような事実も起

きて参りませんので、そろ／＼その面から廃止してよからうといふような事情になつておるものと、四エチル鉛につきましては、毒物及び劇物取締法においてその取締が完全にできるといふような事情にありまして、今日においてははいずれもこの政令がなければ取締りができないという事態でもございせんので、この際これを廃止したいといふことでございます。これを現在残しておりました唯一の理由が、実は四エチル鉛とメチルアルコールにつきまして、他のすべての行為は現在も法律で規制できますが、このようなものを所持しているというだけの理由でこれを取締ることができなかったといふ点がこの法令が残されておつた理由なんであります。今日は先ほど申上げましたような事情でございますので、そこまで抑える必要はないだろうという事情でありますので、廃止しようといふわけなのでございます。

次の伝染病届出規則も、占領時代にポツダム省令として制定され、その後占領が終了いたしますと同時に、これを法律として効力を有するものとされて参つたのであります。この伝染病届出規則にきめてあります伝染病のうち、或るものはやはり恒久化して伝染病取締法等に規定されるほうが適當であるといふような事情にありまして、この際かかる変態的な立法形式を改めまして、大部分のものを伝染病取締法に移し、一部のものを性病予防法その他に移すといふようなこと、この際この法令を廃止することによつて臨時的な立法という形を恒久的なものにして行きたいといふ考えでございます。伝染病届出規則の廃止につ

きましては、前の二つとは違ひまして、實質上必要でございましてけれども、立法形式としてかかる変態的な立法形式を避けて、恒久的な立法形式にして行きたいといふ趣旨で廃止するわけでございます。

最後のあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に關する特例は、昭和二十三年に制定された法律でございます。して、このあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法が制定されましたときに、あん摩、はり、きゆう、柔道整復の業務を行なつております者の受験資格についての特例をきめた法律でございます。今日におきましては目的を完全に果しまして、単に形式上存在するに過ぎない、いわば實質的に死んだ法律でありますので、これを廃止したいといふことでございます。第一条に規定されておりますものはさうな趣旨でございます。

それから第二条の精神衛生法の一部改正は、精神衛生法に、国、都道府県及び指定市以外のものが精神衛生相談所を設置する場合には許可を受けるといふことになつておるのであります。が、これは今日のところその必要がございせんので、廃止したいといふことでございます。

第三条の伝染病予防法の一部改正は、先ほど申上げました伝染病届出規則の廃止に代りまして、この中にきめてあります伝染病のうち、届出を必要としますものを伝染病予防法に吸収するといふ趣旨の改正をしようとするものでございまして、

第五条の寄生虫病予防法の一部改正も、全く右と同様に、伝染病届出規則を廃止することに対応いたしましてこれを吸収するといふ趣旨でございます。

第六条の予防接種法の一部改正は、予防接種をいたしました場合の記録の作成等につきましてあります手續をこの際廃止するといふ趣旨の改正でございます。

第七条の理容師美容師法の一部改正は、現在この法律にきめてあります理容師会、美容師会及び理容師会連合会、美容師会連合会の設立については、これらのものが設立された場合には、それ／＼都道府県知事又は厚生大臣に届出るといふふうになつております制度をやめまして、届出を必要としないといふことにしようといふものであります。これは全く事務簡素化の見地に於けるものでございまして、

第八条の死体解剖保存法も、事務簡素化の見地からいたしまして、この法律にきめてありますところの、死体を解剖した場合に届出るといふ制度を廃止するものでございまして。これは死体を解剖することのできる者が一定の資格のある者に限られており、又そうでない場合には特に許可を受けて行ふといふことになつておりますので、すでに事前に十分そういう点が抑えられるようになつておるからといふ趣旨で、死体を解剖した場合の届出を廃止しようといふものでございまして、

第九条の保健婦助産婦看護婦法の一部改正は、この法律では業務従事証といふものを保健婦、助産婦、看護婦について出すことになつておりますが、これは現在のところその必要は必

なものが入つたときには、薬品として扱うというような今のお話ですね、それから化粧品品の組成の基準というものについて検定を求めた場合には求めることができるとおつしやるのですが、化粧品でもしやぼんで全然もう何もしないで野放しでやるというようなことになるのですか、そこを……。

○政府委員(高田正己君) 只今廃止をいたそうといたしておりますのは、検定の制度でございます。検定と申しますのは、御承知のように、発売前に一定の規格を維持しておるかどう

かということを検定いたしましたして、その制度を国家検定と称して発売いたす制度で用具、化粧品につきましては、その検定の制度をやめようということでございます。用具、化粧品についてこの程度の最低の基準を維持しなければならぬという、この最低基準を定める制度は残しておくわけです。それから更に不良な用具なり或いは化粧品なりというふうなものが、これはどうも不良であるというふうな疑いを持ちまするような場合には、国家検査という制度が別にございまして、特にその業者のその製品について検査をいたします。これが不良なものでありますれば、市場にあるものの回収を命じ得るというふうな制度も残してございまして、従いまして検定制度だけを用具、化粧品につきましてはその必要もあるまいということでは、はたそう、今日もやつておりません、やつておりませんけれども、法律にございまして、その必要はあるまいというのでは、さう、こういうことでは、

○堂森芳夫君 化粧品ではないのですか、あらゆる薬品というものはすべて検定をやつておるものであります。いろいろ／＼な薬品ですね、薬、医薬品、売薬にしても何にしてもやつておるのでございますか。

○政府委員(高田正己君) 薬につきましても全部国家検定をいたしておるわけではございません。検定品目と申しますものは限定的にいたしております。その必要のあるものだけを検定をいたしております。かようなことに相成つております。

○堂森芳夫君 その必要のないもの、不必要なものというものはどういふふうにしてつづけるの、ございませうか、検定が必要であるとかないとかいうことは……。

○政府委員(高田正己君) これは技術的にはいろいろ／＼な観点から区別をいたすわけでございまして、具体的に厚生省の告示でございまして、省令でございまして、例えば何々、例えばペニシリンならペニシリンの注射薬とか、或いは錠剤というふうにはつきり品目を指定しておるわけでございまして、さういふ取扱に相成つております。

○堂森芳夫君 それでは具体的に伺いますが、実は私の知つた人が参りました、二月ほど前ですが、或る製薬会社から薬を買つて、胃の薬だと言つて何か買つたんだそうですが、それを飲んだら失明したそうです。そして現在或る病院へ入院治療中だということなんです。そして而もその被害者は早稲田大学の政経学部で在学いたしておるそうですが、こういう場合はどういふことになるのですか。後ほど薬の名前も言いますがね。

○政府委員(高田正己君) 只今御指摘の具体的な事案は私まだ耳に入つておりませんのでございまして、さういふ事故を起しました場合には、その事故というものがその薬に起因するかどうかという点の探究を一方でいたします。この場合には主として医師の判断によるわけでございまして、それから薬そのものにつきましては、これは衛生試験所に持つて参りまして、或いは抗菌性物質それから生物学的製剤の場合には、予防衛生研究所に持つて参りましてその薬を検査いたします。扱いいたしましてはさういふことに相成るわけでございます。

○堂森芳夫君 製薬会社の名前は、すね、興和化学研究所というところだそうですね。それから患者は古見康博君、二十三歳の青年です。そして薬局からアドボン・コーワという錠剤だそうですね。これを飲んで失明した、まあこういうふうなことになるんですが、目下日本大学の眼科へ入院治療中だそうですね。そしてこの被害者と同じケースの人が数名おる。そして製薬会社に折衝したところが、何かさういふ相談係がおります。さういふ相談に乗つてくれるんですが、最初は何らかの面商を見たりするんですが、その後面商を見たりするんですが、さういふ相談係がおります。さういふ相談に乗つてくれるんですが、最初は何らかの面商を見たりするんですが、その後面商を見たりするんですが、さういふ相談係がおります。

○政府委員(高田正己君) アドボン・コーワにつきましては只今調査中だそうですね。先ほど私は存じませんでした。先ほど私が聞きましたところ、目下調査中である、こういうことでございまして、いざいざ近いうちに結論を得るものと存じます。一般的な問題といたしましては、御承知のように薬局方いわゆる公定書にありますが、これを造りたいというふうな場合には、これは登録をいたしますだけでございまして、公定書にございせん薬につきましては、これは一々厚生大臣の許可をいたして参ります。この許可をいたします際には手続をいたしましては重要な、まあ従来幾らか似たようなものがあつて問題のない薬は厚生省薬務局で許可をいたしておりますが、少し新しい薬或いはいろいろ問題のある薬につきましては、薬事審議会という審議会がございまして、ここに新薬品部会とか、或いは生物学的製剤部会等ございまして、薬学関係者のみならず、むしろ数として医学関係者等多いのでございまして、さういふ専門家の方々の審議を経まして許可をいたして参ります。さういふことになつておるわけでありまして、

○政府委員(高田正己君) 只今御指摘の具体的な事案は私まだ耳に入つておりませんのでございまして、さういふ事故を起しました場合には、その事故というものがその薬に起因するかどうかという点の探究を一方でいたします。この場合には主として医師の判断によるわけでございまして、それから薬そのものにつきましては、これは衛生試験所に持つて参りまして、或いは抗菌性物質それから生物学的製剤の場合には、予防衛生研究所に持つて参りましてその薬を検査いたします。扱いいたしましてはさういふことに相成るわけでございます。

これは個々の問題といたしまして学問的な探究をいたして参らなければならぬと思つております。御注意の案件につきましては、今衛生試験所でこれを分析検査中でございますから、できるだけ早い機会に結論したいと思つております。

○堂森芳夫君 今の薬務局長の一般的な検定或いは研究のプロセスはよくわかりました。このアドボン・コーワのことについて具体的に調査中だということ、今課長が言つておるという話ですから、課長から一つ具体的に説明をしませんですか。

○藤原道子君 関連して……、それを検査した結果でなければわからないわけですが、出た場合には、即ち危険ありと一応の疑いを受けるその薬に対しては、直ちに発売禁止とか何とかというふうな手続をとつてお出でになるのでしょうか、さういふことがなければ、若し薬といえはね……、さういふ点も合せて一つ。

○説明員(大橋治一君) 只今のアドボン・コーワの件につきましては、御指摘のようないふことがございまして、我々もいたしましては早速この病院に参りまして、さうして担当の医師からいろいろ／＼お話を承りまして、それと同時に一方同じロットの製品につきましては興和化学を呼びまして、直ちに回収を命じてございまして、それから今衛生試験所で検査をいたしておるわけでございます。一般にこういう不良品と疑われるものが出た場合には試験をいたしまして、一方それと同時にその同じロットの製品につきまして

な、その際に今の毒性というふうな点につきましては特別精密に御審議をお願い、又その臨床データに要求し、勿論基礎実験のデータは勿論でございまして、臨床データも要求をいたして許可する場合には差支えなしと、毒性について一番の関心を以て審議を願つておるわけでありまして、かような経路を経まして許可をされた薬につきまして、先ほど申し上げましたように検定品目に當つておる製品につきましては、更に個々の製品についての国家検定をいたす、さういふ必要のないものについて、そのまま許可をするというふうなことは、大体からくりいたしておるわけでありまして、従いまして今の例は一般に理窟に相成るわけでありまして、さういふ例が出ますことは甚だ遺憾なわけでございます。ただ、その原因がどこにあるかというところは、こ

は登録をいたしますだけでございまして、公定書にございせん薬につきましては、これは一々厚生大臣の許可をいたして参ります。この許可をいたします際には手続をいたしましては重要な、まあ従来幾らか似たようなものがあつて問題のない薬は厚生省薬務局で許可をいたしておりますが、少し新しい薬或いはいろいろ問題のある薬につきましては、薬事審議会という審議会がございまして、ここに新薬品部会とか、或いは生物学的製剤部会等ございまして、薬学関係者のみならず、むしろ数として医学関係者等多いのでございまして、さういふ専門家の方々の審議を経まして許可をいたして参ります。さういふことになつておるわけでありまして、

は、会社に至急回収なり、又その同じ
ロットのものがどういふふうになつて
いるかといつたことについても具体的に
調査を命じておるわけでございます。

○藤原道子君 若し仮にそれがその製
品の結果失明したとか、或いはその結
果病状が悪化したというふうな結論が
出た場合には、その責任はどこにある
のですか。

○政府委員(高田正己君) 一次的に
は、その薬でそういうことになつたと
いうことになりますれば、第一次的に
はその会社当局の責任が生じて参りま
す。それからその薬が厚生省で許可をい
たしました基準に適合しておらない場
合です。或いは不良なものを作つてさ
うな問題を起したという場合には、こ
れはその会社当局の責任だけに留まると
考へておるのでございます。ただ、そ
の仮に厚生省が許可をいたしまして、
それと同じ規格のものを作つてさうい
う事態が起つたということ、まあ余り
ない例でございますが、仮にさうい
ふふうなものを想定いたしました場合に
は、これは相当面倒なことになろうと
思ひます。その際に法律的な問題とい
たしましては、行政官庁が許可をいた
したものに對してさういふ事態が起つ
た場合に、国の賠償責任というふうな
ものが、あるかどうかというふうな非
常に面倒な法的な問題が起つて来る
と私は一応かように考へておるわけ
でございます。

○堂森芳夫君 ほかの、他の審議がご
ざいますので、長くは申しませんが、
さうしますと今の薬務局長の説明の
どちらの範疇に入るのですか、アドボ

ン・コーワは、あなたの方の考へ方とし
ては……。

○政府委員(高田正己君) その点はこ
れを試験分析いたしました結果でない
と判明いたしません。

○堂森芳夫君 ではいつから検査して
いるのですか。課長その点を述べて下
さい。

○説明員(大熊治一君) この製品につ
きましてはまあ今はつきり記憶いたし
ておりませんが、三月の終り頃か四月
に入つてから試験を、衛生試験所のほ
うに命じておるはずでございます。た
だ、その時日につきましてはちよつと
はつきりした記憶はございません。

○堂森芳夫君 それは驚き入つた答弁
だと思ふのです。〔不都合だ〕と呼
ぶ者あり。あなたの方自分の眼だつたら
大変でございます。あなたの方はそ
ういふことをやる役所ですよ。大切な
日本の医療行政の車の車輪の一つであ
る薬務行政に携わつておる人たちが、
三月頃におきまして薬を飲んで眼がつ
ぶれている人が数人出ているというの
に、それじゃ責任は果されんと思ふ。
おかしいですよ、さういふことはよく
覚えてないとか、さういふ重大な問題
を覚えてないといふことは、あなたの方
極言すれば、薬務行政を担当する人は人
間として資格がないと思ふのです。人の
眼なんというものは命よりも大事です、或
る意味では……もう少しはつきりした
あなたの方のお心持だとか、さういふも
のを私は本当に糾弾したいと思ふ。そ
ういふ意味では人道的な気持をお持ち
ではないと思ふのです。今日はこれく
らいで終つておきますが、次の委員会
までにもう少しよく調べて、さうして
はつきりした御答弁を願ひたい。親は

毎日待つておるわけです。さうして大
切な息子を大学に出して、薬を飲んだ
ために眼がつぶれたといふことは、と
んでもないことなんだ。さういふこと
に對してもう少しあなたの方の、もう少
しじやない、大いにやつぱり薬務行政
を担当しておる局長、課長あたりも、
そんなことじゃ大変だと思ふのです。
国民は信用いたしませんよ、あなたが
た役人を……。大いに一つもつと詳し
く、起きたことですから詳しく調べて
御答弁願ひ、さういふことにいたした
と思ひます。

○榊原亨君 先を急ぎますから、簡単
にもう少し聞いておきますが、そのア
ドボンの……のはどういふ組成からで
きておりますか、おわかりになりま
せんか、アドボン・コーワといふの
は……。

○政府委員(高田正己君) 私只今アド
ボンの……の中身をよく存じており
ませんので、この次の機会にでも詳し
く御説明いたしたいと思ひます。

○榊原亨君 局長がわからなかつたら
課長さんおわかりになりますか、ア
ドボンの……といふのはどんなもの
か……。それから回収を命ぜられまし
たとき、何かラジオとか、新聞とかに、ア
ドボンの……といふものには問題が
あるから、とにかく飲むのを待てとい
うふうな一般の公示がされましたか。
ただ回収だけを薬局なら薬局とか、そ
ういふ製造会社に言われましたか。そ
の措置は講じてあります。例えばガ
ソリンを、石油コンロの石油を間違つ
てガソリンを売つたという場合には、
すぐにラジオで放送して、さういふも
のを持つてたらとにかく問題があるか
ら待てと、この措置がなければ眼がつ

ぶれる者が何人もできると私は思ふの
ですが、さういふ措置は薬務局で講ぜ
られましてよろしいか。

○説明員(大熊治一君) 只今御指摘の
品物につきましては、その事件があり
ましてすぐに会社に連絡いたしましたし
て、さうして同じロットの製品につ
きましては直ちに回収する指示をいたし
たわけでありまして……。

○榊原亨君 買った人はどうなるので
すか。買つてまだ手許にある人は、そ
れは回収だけで済みますか。どこの誰
ともわからん、売薬じやないかと思
うのですが、その措置は何か民衆にこれ
は大変なことだといふことを言わなけ
ればならんが、さういふことをお考へ
にならないでしようか。質問が長くなり
ますから、それだけちよつと聞いて、
詳しいことは又次の次に……。

○説明員(大熊治一君) そのものに
つきましては、只今も申上げましたよう
に、回収を命じたわけでありまして、
その回収された品物につきまして衛生
試験所で試験をいたしまして、試験の
結果それが不良品であるかどうかとい
う判定が出た上でどうするかという措
置はいたすことになつております。

○榊原亨君 重要法案がありますから
もうこれとどめですが、この次まで
にその点ははつきり一つお調べを願
つて御報告を願ひたい。それから又この
薬の製品について抜取りとか何とかで
薬事審議会とか監視委員会というもの
があつて、絶えず抜取つてやつておられ
ると思ひますから、それらの監督の実績
で、一年間にどれくらいのことをお調
べになり、どれくらいの実績でどうい
う措置を講じておるかといふことにつ

いてのここ数年間の実績をこの次まで
に御報告を願ひたいと思ひます。

○藤原道子君 関連いたしました……。
衛生試験所の試験の結果が二月も三月
もかかるというのがおかしいのであり
まして、三月に命じたというならば、
もう結論が出ていなければならぬわ
けでございますから、明日の委員会ま
でにその結果を伺いたいと思ひます。

○委員(上條愛一君) それでは本日
の質疑はこの程度にいたして次に移り
たいと存じますが、御異議ございま
せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(上條愛一君) 御異議ないと
認めます。

○委員長(上條愛一君) それでは次に
医療関係審議会設置法案を議題といた
します。御質疑を願ひます。

○谷口弥三郎君 前回の厚生委員会に
大臣のおいでがなかつたので、私は医
務局長に對しまして新しい医療費体
系ができた場合に、国民の医療負担は
増加はせんかといふような質問をいた
したのでありますが、その際医務局長
は現行の医療費体系では余り増加せん
といふお答えであつたのであります
が、昭和二十六年に医療分業問題が
討議されました際に、政府側からは約
一乃至三割ぐらゐは増加はせんかとい
うふうなお話がありました。又医師
会のほうにおきましては、一二割ぐら
いは増加するだらうといふようなこと
を申しておつたのでございますが、こ
こで特別にお伺ひしたいことは、前回の
医療分業法案の出ました場合、政府に
對しまして新医療費体系といふのを
はつきりした線で作つて頂きたいとい

はつきりした線で作つて頂きたいとい

うことを要望しております。又私どもの考えでは、新医療費体系ができましたならば、法律で強制医療分業をせんでも自然に分業の形になつて行くといふようなことも申したいことがございいます。又アメリカにおきましては法律で分業を定めてゐるところは、四十八州中僅かに一州のみであるのでありますから、是非新医療費体系というのを早くはつきりして頂きたいということを申し上げておるのでございます。その際医師法、歯科医師法並びに藥事法なる三つの法案が通過をいたしました場合に、私どももいたしましてこれが実施をするには、先ず医療費体系をはつきりしてからがいいから、突然にそういうことはよくないと思ひまして、三十年一月一日といふことに定めるのに賛成をいたしましたのでございいます。従つて本日大臣に新医療費体系というのはどういうふうにあるべきものかという御所見をお伺いして先ず先の質問をしたいと思ひます。

○政府委員(會田長宗君) 私どもが考へております医療費の新らしい体系といふものとしましては、特に例を藥治料にとつて申しますならば、その藥治料といふもののうちには、医師に支払わなければならない診療料といふものと、それから藥品の原価及び調剤に要する諸経費といふようなものが全部各種とも含まれておるのであります。これを若し調剤といふことを藥劑師が責任を以てやるということになりますれば、医師に支払はしないといふゆる診療及び指導といふこの技術料に該當するものが報酬として支払われ、他の藥品原価及び調剤に要する諸経費といふものは藥劑師に支払われるべき

ものである、こういうふうにご考へるものであります。こういうふうになつてしまつた。全体を一括いたしまして藥治料といふふうになつておりましたものを、これをこの藥品の原価、或いは調剤に要する諸経費、及び医師に支払われるべきいわゆる技術料、こういうふうなものに分析して又支払いの方法も分けて行くといふのがいわゆる新医療費体系の根本的な考え方でございます。

○谷口三郎君 只今の御説明はもうこの前も聞いております。実はそういうことではない、新医療費体系といふことについてお聞きをしたい、こう思つておつたのであります。次に、それでは第一番に申上げてみたいと思ひますのは、強制医療分業となさるやうな場合には、医療費体系をいたしまして、先ず國民の医療に對するところの理解を十分啓蒙いたしまして、或いは無形の技術などに對しての報酬を支払ふやうな觀念を持たせることが、医療費体系として極めて必要であると思つておるのでございいます。昭和二十六年にこの法案がございましてから三年以上になるのでございいます。この間に國民に對してそういうやうなふうの医療に對する啓蒙をおやりになつておるのでございまして、どうか、如何ですか。その点をちよつとお願いしたいと思ひます。

○政府委員(會田長宗君) 啓蒙のためいろいろ活動といふことにつきましましては、具体的には申上げかねるかも知れませんが、今申上げましたやうな考え方を持つておるといふことは、随時折に触れまして外部に向ひましてもお話し上げておつた、これは私どものほうだけではございませんで、

藥務局のほうもそうであらうと思ひます。積極的な特別な宣伝運動といふやうなものは今まではやつておりませんでした。今申上げたやうな程度のこととはいへ、お話し上げておつたのであります。

○谷口三郎君 どうもピンと来ませんが次に進みます。実は医療分業になりましますと、処方箋を發行しなければならぬ。その処方箋を發行した場合は、完全にその記載事項を厳守して頂かなければならぬ。この厳守してもうからわんか、我々の最も心配するところではございまして、例えば例を挙げて申しますと、アスピリンを授けたい場合には、アスピリンに對して非常に反應の強い方、敏感の方、或いはそれに對する特異質などもありまします。殊に多いのは、アスピリンの種類が悪い種類になりますといふと、容易に胃腸障害などを起すのでございいます。従つてそういう患者に對しては、我々は例へばバイエルのアスピリンをとるか、或いは特別の、良質のアスピリンを処方してもらうやうに書くのでありますからして、実際にそのアスピリンが使用されたかどうかといふことを藥局監視員と申しますか、藥局監視員をできるだけ今度は医療分業になる場合には増加いたしまして、その監視員は藥局に参りまして、その監視員にあるところの処方箋をよく点検して、その処方箋によつて実際にそういうやうな薬が利用されておるかどうかといふやうなことを見て頂かなければならぬといふやうなことをこの前にも申しておつたのですが、いよいよ医療分業を来年の一月一日から実施するといひますと、三十年一月一

日から三十年三月末日までの三カ月間におきまして監視員増加の予算が新年度の、二十九年度の予算に出ているのでございませうか。若し出ておるとすれば、その金額監視員の員数、並びに監視の方法などについて御説明をして頂きたいと思ひます。

○政府委員(高田正己君) 御指摘の点は、これは非常に重要な点でございまして、処方箋を正確に守つてこれを調剤しなければならぬのはこれは当然でございします。その場合に藥事監視員を増加したかどうか、こういう御質問でございします。二十九年度におきまして藥事監視員を増加いたしましたことにはございませぬ。本年度の予算は昨年度と同じでございします。ただ併し現在におきましては、分業が行なはれた場合に、おきましてはさうな点を、監視員について十分に重点的に監視をいたさせたいと、かやうに考へております次第でございします。

○谷口三郎君 只今の御答弁によりますと、監視員は一名も増さんでも、これから何万、何十万と出る処方箋を、それに対して監視ができる、監督ができるというの、どうも納得が参りませんのであります。これはどうしてやはり人を増して十分に監視をして頂かん限りは、処方箋を安心して出すといふことがなかつてきかたの省を願ひたいと思ひます。次に、この医療分業をやる新医療費体系を整えるという上におきましては、無診投薬の根絶を期することが医療分業を行う上において極めて必要であることは申上げるまでもないのであ

ります。従ひましてこの無診投薬をせんように、この準備期間の三年間において特別にいろいろ準備をされたか、或いは実行されたかといふことをお伺いしておきたいと思ひます。なぜそういうことを申上げたかといひますと、御承知のやうに最近各地に集団赤痢が非常に多く発生してゐるのでございします。その原因を調べてみますといふと、保菌者がある結果であるといふことがよくわかつておるのであります。その保菌者のできた理由は、それらの方々が以前に高度の下痢症と、或いは赤痢様症状を起しました場合に、藥局からダイアジンなどの薬を買つておるのであります。実は藥事法にも出ておりますやうにペニシリンとかダイアジンとかいふのは、処方方の限りは売ることのできん薬でありますけれども、それが売られて、又患者はそれを飲んでみると、一時的に症状がよくなつて、本當に病気がなおつたやうな氣持をして、そしてその方が家で炊事などをしてゐる結果、家族、或いは附近の者に赤痢が集団的に発生しているという事実があるのであります。この事實は私どももよくどこそこにあつたとかといふ例も存じておりますが、それは申上げませんが、とにかく藥局に、処方箋がないにもかかわらず、そういうやうなふうの藥事法で禁止されてゐるやうな薬を、売薬を販売してゐるやうな状況でありますので、この点に對しては、前からこの準備期間中に大いに検討して頂きたいと言つておつたにかかわらず、それが行われておらんやうに思われるのでございします。これらの点について、まあ大臣にお願いするのはお氣の毒です

から、それじや業務局長から説明して頂きますよう。

○政府委員(高田正己君) 薬局で医師類似の行為をいたすことはこれはもう当然いけないこととございます。又処方箋によらずに、いろいろな薬の調剤をいたしますことも、これは当然御指摘の通り適當でないこととござい

ます。従いまして二十六年のこの薬事法の一部改正におきましては、特に二十二条に、販売又は授与の目的で処方箋によらずに調剤してはならないという

ことが、はつきりと明文に掲げられましたことは、谷口先生の御承知の通りと思うのであります。それで、然らばさ

ようなものについての取締りを十分やつては、或いはさような点について十分に薬局側を指導いたしているか

という御質問でございますが、その点につきましては、いろいろな機会を通じまして、指導と啓発に努めておりま

すことは勿論でございますが、現実の取締りとしては、薬事法四十四条の第七号違反ということに実はな

るわけでありまして、その四十四条の七号違反につきましては、これは都道府

県知事の権限になつておりますので、全国的な統計を私今持合せておりませ

ものは、十分にこれを戒心いたし、又実際の取締りもいたしているような状

況でございます。○堂森芳夫君 関連して……無診投

薬は現薬事法で取締られてはいるわけですね、現行の薬事法で……○政府委員(高田正己君) 処方箋によ

らないで、医師又は獣医師の発行した処方箋によらないで、販売又は授与の

目的で調剤してはならないという規定は現行の薬事法にはございせん。二

十六年の一部改正のときに、特にその四十四条七号の条文をお入れを頂いた

わけでございます。併しながらお医者さんに診てもらわれないで、薬局の店頭

においていろいろ診察に類似いたすような行為をいたしますことは、これは

現在の薬事法には規定はないにいたしましても、医師法違反になる虞れがある。従いましてその面から今日でも

法律上禁止されていることと私はかように心得ているわけでありまして、併し

ながら今度薬事法の側から申し上げますと、分業の暁におきましてはその点が

明確に条分上つて参りますので、私は新たに薬事法違反という問題も法律

上出で参る、かように承知をいたしております。○高野一夫君 関連質問……薬務局

長に伺いますが、今無診投薬というところが出ましたけれども、正式に政府で

定めた公定書というものがあつて、いわゆる国民医薬品集、これの一部にあ

るわけですが、これによつて調剤、投薬……調剤になるか、投薬になるか

わかりませんが、その国民医薬品集の処方に従つて、薬を調剤して調合して

渡すということ、これは正規の方法として許されているはずだと私は考

えますが、そこで今までの、例えば谷口委員の御質問による政府委員の御答弁

というものは、どうもその辺が何となく明確を欠くような感じがいたしま

す。この国民医薬品集による調合、投薬といふか、これはどういふう

になりますか。○政府委員(高田正己君) 国民医薬品集第二部というものがございまして、

これはいろいろ歴史的な経緯を持つて

いるものでございまして、百二十

二処方はこの基準的な処方集をこれに集載してございまして、これはいわゆる

公定書の中にあるものでございまして、この処方集のうち、これ……を私の

薬局では製造をいたしますという、この登録を厚生省のほうにとつて

わけでありまして、従いましてその医薬品集に集載され、且つ登録をいたして

おりますこの薬につきましては、これを薬局で販売いたすことは製造販売

いたすこととございまして、これは法律上勿論適法でございまして、従いま

して、いわゆるこの無診投薬というふうにいふ……を具体的に検討をいたしま

するならば、本当の無診投薬であるか、或いは医薬品集第二部に載つてお

る薬であつて、これをちやんと厚生省の許可を得て、製造販売いたしてお

る場合であるか、これは検討をいたして

みませんとわからないのでござい

ます。ただ私が先ほど谷口委員にお答えをいたしたものは、さようなもので

なく、真正正銘のさような場合があつたと仮定いたします場合のお答えで

ございまして、御了承頂きたいと思

います。○高野一夫君 先ほど谷口委員の御質問に、処方箋記載事項を厳守しな

きやならんというお話がございましたが、これはもう当然のことであつて、

処方箋記載事項を厳守しないようなものは、……処方箋を調剤することはでき

せん。これはもうはつきりしておるにもかかわらず、それを調剤した結果保

菌者を起し、集団赤痢などが起つておる

実情がありますので、それに対してど

ういふような処置をとつておられるか

というのを聞いておるのであります。第二の問題は、無診投薬といふのは、

只今高野委員が言われた国民医薬品集にあるような薬のことを言つてお

るのではないのであります。即ち患者が薬剤師のもとに行つて、そうして

いろいろと話して、その結果薬剤師は、或いはまあさういふことはさうい

う席上で申上げるのは如何かと思ひますけれども、かなり診察くらのところ

まで行なつて、さうして薬をこしらえて国民医薬品集に出て来る薬と違つた

薬を授与されたようなものに対して、無診投薬といふ名前をつけたような次第

でございまして。又最後に処方箋が不適正なことを書いておれば、それがちよつと間違つた

場合には、無論薬剤師のほうからそれを聞いてくれれば、医者はさやうに對して特別の注意をしますから、さうい

ふこともございせんが、麻薬などを

使用する場合には、普通の分量以上に

処方箋に書くような場合もあります。

無論そのときには処方箋に一定の印を

つけてあります。その印をつけてやつ

たような場合に、薬局方に言われるい

わゆる極量以上にも使つていいというの、これは処方箋の規定でございすからして、それは多数の中には不適正な薬を知らずに配合を間違えた人もありましようけれども、又医者は特に必要な場合には、それをよく書いて、決して間違いないということを示す方法もあるでございすから、その点はさようにお含みを願いたいと思ひます。

続いて私はなお私の質問をいたしたいのですが、これは特にこの点を大臣にお聞きをしたいと思ふのであります。この医療体系を云々します場合に、先ず医療機関は、御承知のように、公的医療機関、私的の医療機関がございす。公的の医療機関におきまして、例えば病院などを計画いたしますのに、現在におきましては、厚生省以外におきまして、或いは労働省が労災病院を作るとか、鉄道とか、郵政省が又病院を作るとか、専売局などの事業官庁が病院を、何ら特別に厚生省などとも連絡をなしに作つておられる。又厚生省内におきまして、或いは社会局、社会保険関係の病院は、事務局と殆んど関係なしに計画をされておるというふうなことを聞きますために、全国的な統制がうまく行つておらずに、或る地方にのみたくさん病院ができて、或る地方は病院がないというふうな状況にあると思ひますので、今後の医療体系をいたしましては、是非一つ、これは長い間の問題でございすが、まあ今のところでは、是非務局でございまして、そういうところにとりまゝとめて、そうして全部の病院の新設をするとか、計画を立てるとかいうふうなときには、先ず一省におい

てこれを統制するように整備するよう、今後新医療体系をおやりになる上には是非必要と思つておるのでございすが、厚生大臣としてそれに対する御所見を承わりたいのであります。

○国務大臣(草壁隆國) 誠に御尤もな御意見であると存じます。実はこの現在の各般の点から考えまして、いわゆる医療体系の整備充実というところが、いろいろな点から考へて最も大事じやないか、而もお話のように、或いは省によりまして、或いは種別によりまして、いろいろと成規の手續によつてなされるような現状であります。一本の法律かなんか、その医療機関を作

得なければならぬというふうなことがありまゝですが、これが割合に整備し得ると思ひますが、現在のお話のようないやうな事情になつておるわけで、御指摘のやうな事情に相成つておるわけでありまゝ。併し日本全体の将来を考へます場合には、実はこれでは適當ではないのではないかと。何とかこれは配分なり、或いは適正なる施設の充実なんていうことが、全体の医療体系の確立の上にはどうしても必要である。従いましてこの点は今後医療体系の充実という上から、是非各省連絡いたしまして、一層強力に検討して参りたいと思ひておられます。併しいずれにいたしましても、最近一層そういう点が顯著になつて来ておると存じますので、関係省ともよくこれは連絡をいたしまして、できるだけ新らしい場合には、従来の施設も利用し得る場合においては、むしろ従来の施設の整備をする、不十分な施設のないところにむしろ主力を注ぐというふうな考え方の下に、

連絡し、協力して参ることが必要だと存じております。そこで国がやります場合にはございましては、一応この現在におきましては厚生大臣と協議をし、厚生大臣の承認を得ることになつておりますから、これらの点につきましては今後一層考へて参りたいと思ひておられます。

○谷口弥三郎君 続きまして、一つ大臣にお聞きをしたいと思ひますのは、医療体系から申しますと、只今のやうな公的医療機関と同時に、これと相対抗いたしまして、又根幹とも言われておる私的の医療機関がたくさんあるのでございすが、御承知のように、人口に対する病床は、ベッドの数は、大

体におきまして日本はまだ普通のほかの文明国に比べて半數ぐらいの程度と言われておりますので、私的の医療機関にも十分なる育成をして、そうして私的の医療機関を大いに発展させる、例えば医療金融公庫みたいなものを作つて融資をしてやるとかいうやうな途も是非講じてもらなければならぬ。又戦災地などにおきましては、即ち神戸の例でございすが、神戸におきましては、五床以上、五つのベッド以上の診療所の新設を許可せんというやうな、間違つた方針をとつておられるやうに思ひますので、是非一つ私的の医療機関も育成するといふお心持があるかどうか、この点をもう一つ大臣からお聞きをしておきたいと思ひます。

も過言でないやうな実情にあると思ひます。一般的な医療機関は實際國民に浸透しておる点が多いのでありますから、従つて私的医療機関を無視しては日本の医療体系といふものは考えられないのであります。従つて今後私的医療機関の育成充実という点に、政府は従来以上の力を注いで、これが育成発達に努力いたすべきものと考へます。今後御指摘のやうな事例その他いろいろの点がなお考へられると存じます。これらの点も検討いたしておるために、私的医療機関の育成発達のためには努力をいたして参りたいと思ひます。

○谷口弥三郎君 次に保険局長にお尋ねしたいと思ふのであります。いよいよ医療の強制分業が実施されるやうになりました場合には、只今の社会保険の経済が如何になるか。私どもはやはり社会保険経済は困難な状態に陥りやせんかといふことを心配しておるものであります。その局に當られておる保険局長はこれに對してどういふ見通しを立てておられますでしょうか。又す

○政府委員(久下勝次君) 保険局の立場は、この医療分業につきまして御指摘のやうに、非常に重大な関心を持たざるを得ないのでございす。併しながら医療分業をすることは、ひとりこれは保険だけでなしに、國民医療全般に大きな影響を來す虞のある問題でございす。そういう意味合いにおきまして大臣の御方針もございまして、厚生省としてはその方面の全般的な立場から見えております医務局という

ものが中心になり、私どもこれに協力いたしまして医療分業をやることに伴つて國民医療全般にどういふ影響があるか、又どういふ方針でこれを処理すべきであるかといふやうなことにつきましては話合を進めることにいたしておるわけにございす。そういう問題が実はまだ検討の途上でございまして、具体的の方針がきまつておらずに、私どもの立場から医療分業は社会保険経済にどういふ影響があるかといふことにつきましては、申上げる段階に至つておらない状況でございす。ただ、私どももいたしまして率直に申上げて、今日の現状から健康保険をはじめ各社会保険医療につきましましては、財政的にはさうゆとりのあるものではございませぬ。さういふ意味合いにおきまして余りその医療分業実施の結果、その医療費に大きく響くやうなことであるとすれば、保険局としてどう考へなければならぬと思つておられますが、これは大臣からも国会で申上げておられますやうに、医療分業をやることによつて國民医療費に大きな影響を与えるといふことは、厚生省の立場としても十分慎みむべきであるといふやうな御方針でありますし、そういうことでありますれば私どももいたしまして全般的の方針でありますから、この方針に御協力をいたす所存でございす。

○谷口弥三郎君 只今のお話によりまして、また少しばかりした見当がついておらぬやうなふたつに伺つたと思ひますが、大体いつ頃になつたらさういふやうなふたつの見当がつくお見込みでございまして、それを一つ……。

ものをここに持つて来られて、それを十分我々が果して分析して研究できる能力が我々にあるかどうかということも、我々は自信が實際にはないんです。非常に常識的に考えますと、我々の立場は国民の医療費の負担が増大するんじゃないのか、或いは医療の給付内容が悪くなるのではなからうかというところが非常に危惧の念です。それから医薬分業について希望を持つておる点は、これによつて非常に医療費が合理化されて行く、そして医療内容がよくなつて行くというこの希望のために私どもはこれに賛成しておるわけなんです。ところが非常に常識的に考えてみまして、お医者さんが薬を出しておられたというのを、お医者さんは診療技術料が中心になり、そして薬剤師のほうには薬の原価と調剤に要する諸経費というものが薬剤師に支払われる患者の負担になるわけです。即ち、今まで開業医の場合は一つであつたものが、支払口が二つになるわけでありまして、そうすると医者にとつて入つて来ておつたものが、今仮にこれを考える上に半分として、そうするとお医者さんの収入が半分になると常識では考えられる。それでその半分は薬剤師に入るというようになれば、国民の医療費の負担が増大しない限りは、医者の収入が減るという結論に常識的にはならざるを得ない、そこに我々は疑問を持つんです。医者が収入が減ることを承認の上でこの分業に賛成されるというのを考えるが、医者の収入が減らないためには、それだけ国民の医療費の負担を増大する、国民が医療費を医者の減る分を負担するというものにならなければ、現在のまま

では成り立たないのじゃないか、こういうふうに考えられるのですが、そういう点をこの八月末には国民の医療費の計算といふものではつきり出て来るものでしょうかどうかということをお互いに質問したいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君) これも前回に一応御説明は申し上げたと思うのでありますが、もう一遍申し上げます。成るほど今日までいわゆる薬代といふものの中に含まれておりました医師の診療技術料といふものと、それから薬剤師に支払われるべきものと、この二つの部分に分けますれば、医師に支払われる金額といふものは、これは減つて参ります。名目的には減つて参るのであります。併しながら今日におきましてもよく世間では薬九層倍といふようなことを申してはおりますけれども、決して医師がそれほど、實際に何と申しますか、実収益といふものを挙げておるわけではないのであります。この部分が先ほどから申し上げておりますように、平均的に考えますれば、おおむね三分の一、勿論個々の施設によりましてはこれが半分くらいになり、或いは十数%といふところもございまして、又専門によつても違ふのであります。平均いたしますれば大体三分の一程度であるというふうに申し上げます。その程度のものであります。支払われるといふことは、ノミナルには医師に支払われる金額は少いのでありますけれども、医師の実収益といふものは変りないといふことができると思ふのであります。そういたしますとそれでは今度薬剤師に支払われるもののうち薬剤師のいわば調剤技術料といふものがどこから出て来るかという

ことが御疑問だと思ひのであります。これは薬品原価を除きまして、まだおむね今日の薬代の三分の一程度のものが残るのであります。このうち薬包紙、薬袋といふものや、そのほかの経費を除きまして、そのうちの一つの重要な構成分子としましていわゆる人件費が入つておるわけでありまして、この人件費がその経費のほぼ半分くらいを、半分弱でございましてけれども占めておるわけでありまして、これは病院におきましては今日でも薬剤師の俸給、給与といふものが一剤の薬剤の中に一部分として含まれておるわけでありまして、又薬剤師のおりません診療所等におきましては、これは看護婦或いはそのほかの医療助手といふような人たちに付いて、僅かには医師自身が調剤もしておると思ひますが、こういう人たちの労力或いはそれに対する給与といふものが人件費として含まれておるわけでありまして、これが薬局でもつて調剤されるということになりますれば、この部分が薬剤師及び薬剤助手の収入、調剤技術料といふことになるかと思ひわけでありまして、でありますからかように考えますれば私もこの今までの薬代といふものを二つに分けて、病院、診療所と、それから薬局に支払ひましてもその総額においては狂い来さずに、そして而も医師の実収入といふものはやはり大きな変化のないように取計うことがおむねできるのではないかと、いふふうに考えておる次第であります。

○竹中勝男君 その点なんです、果して開業医が調剤に対して支払つておつた人件費といふものがどれくらいあるものでしょうか、開業医が……。私ども

もの知つてゐる限りでは誰もおらんのです。自分がやつてゐるか、奥さんがやつてゐるか……。

○政府委員(曾田長宗君) 私どもの一応調査をしましたのは、開業医の場合におきましては勿論誰もおらないとおつしやいましたのは、少し過言じやないかと思ひますが、今までの私どもの調査によりますと、この診療所例えは無床診療所のようなところは医師一人に對しまして介補者は大体一人といふことになつております。

○政府委員(曾田長宗君) これは先般も申し上げましたように、その点につきまして、この医師の純粋な診療技術料、それから薬品の原価といふものは、これは帰属がはつきりしてゐる。その中間に残りますといふわけの調剤経費といふものの中には、これは薬局で調剤したすれば、薬局においてはそれだけのものを必要とする経費であり、もういふやうに考えられるのであります。この診療所におきまして分業になつて調剤をしなかつたからと言つて、その今の経費の削減、節減といふことを現実に見るかどうかということがこれが次の問題として出て参ります。これから新たに開業をされる診療所の所長さん、院長さんでありますならば、薬室も小さくされるのであります。よし、或いはその手伝ひの人たちも人数を減らす、もう成るべくならば特別な人を雇わないといふような措置をとられると思ふのであります。現実

○政府委員(曾田長宗君) さうでございます。医師一人に對して介補者が一人といふことになつております。それ以外にこの家の家族の人たちがいろいろ手伝ひをしておられるこの調査もございまして、これは今ちよつと数字を申し上げかねますけれども若干そこに加わつております。この家族労働につきましても、大体このベースがどうかとは思ひますけれども、おむね公務員ベースとしましてはほほそれに該当するもの、給与といふものを考えてそれを換算したしてゐるわけでありまして、そ

○竹中勝男君 そうすれば、分業になれば一人の雇用といふものは解雇ができて、という前提を持つておられるわけですか。

○政府委員(曾田長宗君) これは先般も申し上げましたように、その点につきまして、この医師の純粋な診療技術料、それから薬品の原価といふものは、これは帰属がはつきりしてゐる。その中間に残りますといふわけの調剤経費といふものの中には、これは薬局で調剤したすれば、薬局においてはそれだけのものを必要とする経費であり、もういふやうに考えられるのであります。この診療所におきまして分業になつて調剤をしなかつたからと言つて、その今の経費の削減、節減といふことを現実に見るかどうかということがこれが次の問題として出て参ります。これから新たに開業をされる診療所の所長さん、院長さんでありますならば、薬室も小さくされるのであります。よし、或いはその手伝ひの人たちも人数を減らす、もう成るべくならば特別な人を雇わないといふような措置をとられると思ふのであります。現実

うふに踏んでおるわけでございます

○竹中勝男君 そうすると、分業によつて薬剤師のほうの人件費というものは増大するということになりますね。どれくらいやはり増大するのですか。今まで薬剤師のほうの側です、今度は殖やさなくちやならない、医師のほうで減れば、薬剤師のほうで殖やすということになるわけでしょう。

○政府委員(高田正己君) 竹中先生の御質問は薬剤師の調剤技術料をどういうふうにするかということの御質問だと思ひます。

○竹中勝男君 調剤技術料、並びにですね、やはり人手を殖やさなくちやならない……。

○政府委員(高田正己君) さようでございます。まあそういうふうになるわけでございます。私も薬剤師の調剤技術料をどういうふうにするかということにつきましては、結局、今基本的には先生御承知のようなあの診療報酬調査会の答申の線に沿つて定めたい、そういう態度をとつておるわけでございます。具体的な運びとしては、

今日医務局長が續々説明をいたされしました、今日薬料というもののの中に実際の調剤技術料に当るものがどのくらい含まれておるかということをお先ず実地把握をいたさなければなりません。これが先ず第一段の作業でございます。話がございしますように、まだ全体の集計というものができておりません。なお集計には近付いておられますけれども、これをいさぐち檢討する余裕も必要でございます。これがもう二、三カ月いたしますればつきりしたものが出

て来るわけでありませう。それを脱みまして、理論的に申せば、薬剤師の生計費というふうなものも考へて行かなければなりませんし、それから又總医療費を殖やしてはならないという要請も考へて参らねばなりません。さうな要請を加味いたしまして、実際の数字を選んで適當なところに落ちつけたい、かように考へておるわけでございます。

その際に、先般の当委員会の先生の御質問に對して医務局長が答へいたしましたように、非常に非能率的に調剤をいたしておる場合と、それから能率的に調剤をいたす場合の差でございます。とか、或いは薬品のいろ／＼管理その他についてですね、専門家のほうがロスが少くなるであろう、いろ／＼細かい問題はございしますけれども、大きな筋をいたしましては今申上げたような筋を考へておる次第でございます。

○竹中勝男君 もう大体……。ただ、この点がもう徹底して了解できるように一つ調査の結果を発表したいと思ふのですが、どうも私も頭が窮屈にできておるせいか、医者の方で調剤の技術に必要なものを減らす、薬剤師のほうは殖やさなくても能率が上るといふふうに説明されたのは、これは非常にわかりにくくなると思ふのです、國民は……。もつと合理的にその数字の根拠を開業医とはどういふふうになつておつて、どのくらいの人件費を要つておつたのを今度は要らなくなる。今度は圖期的な医療分業で薬局というものが非常に忙しくなる。國民はそう考へておる。それは人員を殖やさなくとも済むのだというのでは理窟に合わない。そういう数字が、そうして而も國

民の医療費負担能力というものはもう限界に來ておると思ふ。國民の負担も殖やさなくて医療が合理化できるかどうかというのを我々が知りたい。それができれば医療分業というものは將來希望が持てる。医療分業したとき、これ以上國民の医療費負担が増大するといふのであれば、非常にこれは國民に迷惑することになる。我々はさういふ立場で公平にこの問題も取扱つておるわけですね。二カ月前の八月末に出て来る数字というものを我々は非常に重大視しておるわけですね。どうぞさういふ意味で一つさういふ國民の納得できるような結果が出て來ると考へておられますか。その点一言返事しておいてもいいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君) 十分に御納得できるかどうかはわかりませんが、私どもとしては一応御納得頂けるつもりで資料を出すつもりでございます。

○榎原孝君 今藥務局長がおつしやいましたこと、ちよつと私は御質問申し上げたいのですが、いろ／＼今の医務局長や藥務局長の御説明によつて、計算をして出さんだ、けれどもそのとき総医療費を増してはならないといふので、そこを脱み合せて考へるんだといふお話でありましたのですが、それは考へて頂かなくとも私のほうはいいのであります。一応分けたとしたならばどういふ経費になるか、増すなら増す、減るなら減る、生まのこをお出し願へばいいのであつて、そこで何とかして圧縮するといふことになる、薬剤師のほうに押し寄せられる、或いは医療関係者の方々に押し寄せられるわけですね。分業論をするのではないから

申上げませんが、九月までに資料を出しになるというのでありますから、さういふお考へでなしに、どうかフェアな態度で御計算なすつて、さういふことになるのだという資料を我々は求めていふのですから、そこで何とかして総医療費を増してはならないから、そこで何とかしなければならぬ……、さういふので、私は賢明なる藥務局長でありますから、さういふことはまさかおつしやらんと思ふのであります。が、一応私がちよつとそんなふうに聞きとれるような御発言がありましたので、その点だけを御質問申し上げておきます。

○政府委員(高田正己君) 私の申上げ方が若干不適當であつたかと思ひます。結局續々医務局長から御説明がございしましたように、基本的な態度としては、現在の薬料をいろ／＼分析いたしましてそれを両方に分けるのだ、さういふことを申上げておるわけでありませう。従ひまして榎原先生御要望のような資料が出て参るだろうと思ひます。

○堂森芳夫君 丁度厚生大臣も御出席のところでありませう、尤もこの医療関係審議会の設置法は二十六年に通りました医療分業に関する三法の但書をきめる審議会でございますから、法律論から行きますと、私はさつき本質的な医療分業の質疑はどうかというやうな御意見もございまして、私もさう思ふのであります。併し先刻各委員から質疑がございしましたように、やはり何と言ひましても医療といふものは國民と不可分な重大な関係のある問題でございますから、さうした関係法案の審議に際して、我々議員がいろ／＼

質疑応答を政府当局となして参るといふことは、これは私當然の義務だと思つておるのでございます。従つてさういふ意味で二、三先ず大臣に御質問をいたしたいと思ふのであります。衆議院のこの審議会設置法の審議の過程の速記録を私今丹念に二、三日かかつて読んでみたのであります。さういふすると何か医療分業をやること自体が医療制度の合理化になる、さういふふうにお答へになつておるのを私讀んだのであります。が、さういふと医療分業をやるさういふ点が合理化になるか。言葉を変えて言つて、裏返して言つて、今の行き方に何か不合理な点が多々あるのか、或いは少しあるのか。この点先ず最初に承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(堂森隆圓君) これは多分昭和二十六年のときにずいぶん論議されたことだと思ひます。従つて衆議院のときは極く軽い意味での話ではなかつたかと今思ひ出します。ただ、当時の状態を私も推察いたし、又国会がこの三法を御承認になりましたとき、さういふことを考へまして、従つて医療の合理化、医療分業といふよりもむしろ當時は合理化という言葉を使つておられる場合が多かつたと思ひます。さういふ意味においてさういふ考へ方でこの三法が国会を通過したものだといふことを存じまして、従つてこの三法の具体的な実施が明年に迫つておられますから、今回この設置法の御審議を頂く、さういふ段取りをいたして参つておきます。

○堂森芳夫君 どうも大臣は言葉のあやが非常にお上手ですから、何もポイントがないわけなんです。例えば合理化をやるといふことは、現在の制度に

不合理な点がある。こういうことだと
思うのです。言葉を換えて言えば……。
だからどういふ点が現在の現行の医師
法、薬剤師法にどういふ点に不合理が
あるのか。その点簡単にようございま
すからお答え願います。

○國務大臣(重光葵閣下) 結局この三
法が実施される段階になりましたのは
は、現在の医療体系、医療診療上から
更にこれを一歩進めるために、いわゆ
る医療分業という体制に持つて来るこ
とが進歩であるという観念から来てお
ると私も考えております。

○豊森芳夫君 私も人間の社会が進歩
発展すればそれが分化して行く。分業
になつて行く。これは私人類の歴史か
と言つてもこれは当り前だと思つてお
す。ところが分化、分業というものが
進んで参りますためには、そのパツ
ク・ボーンといふものが、基礎といひ
ますか、そういうものがなかつたら、
これは一つの大きな混乱が私は来ると
思ふのです。そこで医療分業というも
のが自然の姿で行われて参ると、私は
これが一番望ましい。我々人類が医療
分業一つをとりましても望む姿ではな
いかと思ふのです。そこで私一遍大臣
にお聞きしたいのですが、法律を以て
医療の分業を強制している国はござい
ますのですか。それを一つ御教示承わ
りたいと思ふのです。

○國務大臣(重光葵閣下) ここには資
料は持ちませんが、あると存じます。
併しそれが全体にどういふパーセント
かといふのは別ですが、全然ないとい
ふことはないと思ひます。

○豊森芳夫君 私が知つておる国では
アメリカの或る州にはそういうところ
もありまふし、又全然そういうところ

を法律で規制していないという国のほ
うが多いと思ふのです。これはやはり
社会の、その国の発展の仕方からそう
いふ方向に行つたといふことだと思
ふのです。そこで私はこの日本の医療分
業のこの争ひといふもの、私は医者で
から医者の立場でものを言つておると
こうおとりになるかも知れませんが、
日本の医療分業の争ひといふものは、
これは或る意味では私は日本の文化史
上一つの悲劇だつたと思ふのです。約
数十年の間医師と薬剤師が自分たちの
利益といふものを守るために、その点
を回轉して争つて来た問題であると思
ふのです。たゞ、敗戦によつて占領
軍が来てサムスといふ男がおつて、ア
メリカから調査団を連れて来た。そし
て日本の医者は薬を売つておる、薬剤
師は何か熊の胃でも売つて化粧品屋の
親父になつておる、歯科医師は何か器
具を売つておる。これはでたらめだ
と、まあこういうことを言つて医療分
業の法律を国会へ押しつけて来た。

これはその通りだと思ふのです。日本
にはそういう条件が実際に私はある
とは申せないと思ふのです。従つてこ
のような姿で日本の分業といふものが
行われて行くといふことは、私はこれ
は非常に或る意味では自然な姿で行く
のではないかと、ここに問題がま
ああると思ふのですが、例えば今の内
閣は自由党内閣で占領中にいろいろ決
定された政策を占領中の行き過ぎだ
と、こういうわけで行つておる。いろん
な法律がたぐさんあるわけござい
ますが、併し厚生大臣は必ずしもそう
ではないといふ答弁も衆議院の委員会
でもしておられますから、まあこうい

うことは私は今とやかく聞かうとは思
いません。私先年スイスの国でチュ
リッヒという街に住んでおる世界医師
会の最高幹部をしておるオットロイヒ
といふ医師に数日お世話になつたこと
がございませう。そして当時まだ医療分
業の法律が問題になる前でございますし
て、いろいろ医療分業の話が出たとき
に、スイスの国では医療分業はどうい
うふうになつておるのかといふことを
聞いたことがあるのです。そうするとこ
のオットロイヒといふ医師はですね、お
れの国では医師は医療分業にして欲し
いのだ、実際に欲しいのだ。ところが
おれの国、おれの州ではですね、おれの州
では医療分業にして欲しいといふのが
おれたちの州の医師のすべての總意な
のだ。ところがおれの州ではそういう国
民の生活に特に密着したような問題に
ついては、別に州の議會でこれを直ちに
法律にしてしまふといふことができな
い。州民の一般投票によつて決定しな
ければならぬ。これで戦後三回とか四
回とか言つておりましたが、州民投票
をやつたら、医師が要求しておる医療分
業といふものが敗退して、どうしても
通らない。まあこういうことなんだと
いう話をしておりました。まあスイス
といふような国は御承知のように製薬
工業の非常に盛んな国でございます。

まあ生活程度も高く、或る意味では
ろんな意味で西欧の国の中でも最も進
んだ国の一つと思ふのですが、そうい
う国でもそういうふうな医療分業とい
うものが法律ではなしに患者といふ立
場から決定されておる。まあこういう
ことであるが、こういうふうな例
がある。日本では今度は法律で強制し
て行くことにきまつて、その実際に実

施するための規定の一部を作るための
審議會を作る。こういうことを比較し
て、大臣はどういうふうな個人として
お考えになりますか、一つ御答弁願
いたいと思ひます。

○國務大臣(重光葵閣下) 誠にいろ
ろ様々世界の情勢からのお話で、謹
して承つたのであります。私は只今お
話になりましたように、長らくの、日
本の何十年かの医療分業といふ、一
方論争と申しますか、一方はむしろ検
討されて来た問題が、占領下、或いは
一つの指示によつたことも勿論ありま
しようが、これは私衆議院でも答えて
おきましたけれども、まあ丁度結論の
時期に結論を得て、そうしてこの日本
の国会がここでピリオドを打つた。従
つてこれはやはり一つの日本全体の行
く方向を、昭和二十六年に一つの方向
をつけたものじやないか。一方強制的
な何かこの圧力を加えてやつた。国会
が国民に無理に抑えるのじやないかと
いう考え方じやなしに、日本の一つの
今後の医療体系の進歩の上に、国会自
体が一つのピリオドを打つて、そうし
てこれを實際の、具体的にやるのには
どうして行つたらいいのかといふの
が、今度の審議會設置法の目的でござ
いますから、そういう意味に私は解釈
いたしました。決して無理にこれを、
右に行つておるものを左に引つ張つて
来て、そうしてこれを強制的にするこ
とを考へ方じやなしに考へておるの
であります。従つて、そこには医師並び
に薬剤師、或いは歯科医師の強い協力
と、この協力の精神によりまして、日
本の医療体系といふものが進歩し、向
上して行くべきものだ、かような考
え方である次第であります。

○豊森芳夫君 まあくだいようです
が、この、もう一遍伺つて見たいので
す。今日私新聞を讀んでおりました、
産業経済新聞というものを讀んでおり
ましたら、「患者から見た医療分業」こ
ういふことで、「私のページ」といふ欄
に書いてあるわけでありませう。投書し
たのです。会社員で、大阪の人で、何
とかいふ人が書いたのです。医療分業
に関する法律が、今衆議院で審議中で
ある。面白いのです、なか……。

「この法案に關して、反対の医師会側
では「薬剤師は果して医師の処方箋通
り患者に薬を与えるか疑問で患者に対
し責任が持てない」といひ、又賛成側の
薬剤師会では「今まで医師は三流品を
一流品のごとく見せかけ暴利を取って
いた」と主張し、互いに猛運動してい
るようであるが、いずれも自己の利益面
ばかり主張し、患者側の立場になつて
考へていないのではないだろうか。こ
の問題を患者側の立場から考へてみる
と、医療分業法案反対の結論が出る。」
今からでも遅くはない。「その主な理
由を列挙すると、一、医師より処方箋
をもらつて薬局に行つたが、薬剤師が
不在の場合は誰が調剤するのか。若し
薬局が一軒しかない場合どうするの
か。二、医者は通いするものに丈夫な者
はいない、その病体で遠方の薬局へ
わざわざ回らなければならぬ苦痛を考
えてみてほしい。他人の手を煩ふ場合
も……」くだいようですがいろいろ書
いておるのです。まあこういうふう
に割合大衆といふものは考へておるの
じやないかと思ふのです。

そこで私はもう一点大臣にお聞きし
たい点があるのです。それは医療制度
といふものは、これは広い意味の医療制

度といふものは、これは広い意味の医療制

度というものは、狭い意味の医療と、それからもう一つは製薬と、いいますか、薬事行政というものの、この二つはあたかも車の両輪のごときものだと思はれるのです。当然のことと思ひます。現在日本の国の八千数百万の人口のうち、およそ六千万は社会保険或いは国民健康保険或いはその他の生活保護であるとか、未復業者給付法であるとか、いろんなもので政府からの一つの窓口からいろいろ金を出してやる。こういうことではないかと思うのです。そこで医療担当者のほうには、或る意味では一つのコントロールを政府が加えておられることは私言えると思ひます。ところが製薬事業というものを言ふと、これは全く野放しなんです。さつきも、これは一例でございまして、人の眼をさすような薬をどん／＼造つておる。これは悪い例でございまして、私丁度四年前でございします。医薬分業の法律が問題になつた当時、一体製薬事業というものはどれくらい広告料を使つておるかということをお調べしたことがございします。数日前も薬務局長にも聞いて見たのですが、四年前の調査でも一年に約三十億から四十億ぐらいの広告料が使われておりました。そうして同じような薬が非常に無意味な面も売らんかな主義の猛烈な競争が行われておる。まあ海外の人たちが日本へ来て、どうして日本の国はこんなに薬の広告が多いのだらうかといふことを批評するやうですが、ものすごい、これが全く手放しの、野放しの自由企業というもののに置かれておる、これが私は現在だと思ひます。私は極言して言うならば、今日患者は薬を飲むより広告料を飲んでいる。

で思ふのです。そういうふうな数十億にも達するやうな膨大な広告というものが全国の新聞、雑誌、いろんな宣伝機関にこれが振向けられて、その広告料を患者が払つて薬を飲んでおると言つても私は過言ではないと思ひます。私は勿論社会主義政党内に属してゐるものでございまして、こういうことには断固反対すべきであるという意見は持つておりますけれども、残念ながら我々政権を取れませんから、現在のところ止むを得なければ、現在のかく非常な片手落ちだと思ひます。医薬方面にかなりな制約、コントロールといふことがこれは何と言つてもあると思ひます。ところが製薬事業には何もない。而も非常な無計画な、無政府的な競争、悪質な言つてもいいくらいな宣伝費が使われておる、ばらまかれておる、数十億にも及ぶ、このようなことで一体日本の将来の広い意味の医療制度といふものが健全な、本当に国民のものという立場で進展するだらうか、私は大きな疑問を持つておる。そこで厚生大臣、殊に堪能なる賢明なる厚生大臣でございしますから、今後一つ薬務行政といふか、製薬行政といふか、そういうものについてどういふふうにやつて行くかといふ抱負があると思ひます。その点一つ承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(重光葵) 広い意味の医療体系の一環といたしましてのいわゆる薬務行政と申しますか、或いは製薬事業と申しますか、こういう点につきましては、医療の進歩と同時に当然長足の進歩を来しておりますし、今後また来して行かなくてはならぬ。従つてこれだけを別枠にするはずもないし、又してはいけなく存じております。ただ実際の状態はお話のやうな印象を強くする場合があるのでございします。これは現在いろいろの方法で薬務行政としていたしております。いたしておりますが、併し今後におきかから申上げますが、併し今後におきかましても医療体系の進歩の一環としての製薬、或いは薬務といふものは二層今後重要なポイントとして取り上げて参りたいと思ひます。

○堂森芳夫君 どうも今の厚生大臣の答弁は例によつて飄忽なま、何も突進しないと思ひます。それはそれ以上追及しますまい。とにかく私に言ひしめるならば、今日日本の広い意味の医療制度といふものは、私の考えは、やはりパブリックなもの、公的なものとして作り変えて行くことは是非しなげやならない。そうしない限り、これは本當の意味において国民のための医療ではないと思ひます。ところが薬務行政、製薬事業といふものは、まあこういう状態である。私の考えですが、例えば一つの薬がむちやくちやな競争が行われておるのですね。これを適所に、この製薬会社はこうといふふうな或る種の統制といふものが加えられて行つて、そうしてそういう無駄な競争といふものが避けられて、日本の国は製薬事業といふか、製薬のまあ仕事といふか、そういうものは長足の進歩をしていくのですから、これを海外へ輸出して行くといふやうな方向にも持つて行くでしようし、これはまあアジアにおける先進国である我々の大きな任務でもありましよう。そういうふうな気持ちで持つて行くべきであると私は思ひます。まあそれは自由党内閣に言つたつてこれは無理なことですから……。そういうことで、大臣に私は現在こんな医療行政といふものの片手落ちな、而も片りんばであるといふことを強く私は糾弾して行きたいと思ひます。これは意見になりますから……。

そこで本論に入りたいと思ひます。が、私は来月一日から医薬分業を実施する、そのための審議会の設置をするための法律を出した。当然このとき、さつきから問題になつてゐる新しい医療の体系ですか、これはやはり当然これは出さるべきものであつたと思ひます。まあ一昨日の質疑応答においても、厚生省はいろいろやつたのだが、協力が得られなかつた面もあつてやれなかつた……。私は憤慨いたしております。協力を得られなかつたならば、得られないやうな方法でやつたらいじやないか。そうして国会へ行つて答弁して、俺たちは一生懸命やつたけれども、協力してもらえない方面があつてやれなかつた。そうして設置法だけはとにかく通してくれ、決して国民には、医療費は高くならんし、或いはこの社会保険の財政も決して混乱しない、医者に、減収にもならん……。こんな方法ございしますか、世の中に……。誰もそんなことは信じないと思ひます。とにかくそういう方法で行く、こういう言葉で言つておられたわけですが、厚生大臣は医薬分業を実施して行く場合に、具体的にでなくいいのです、あなたのお考えです。絶対に国民に医療費の負担を増やさないといふことが確信が持てるかどうか。その一点と、それからもう一つは、この社会保険といふものは、日本の国で医療の大きな部分を占めてゐるのですから、社会保険の財政が絶対にこれが困ることはないか、この点。それから大臣は先だつて中山委員がおつしやいました、質問いたしましたときに、現在の医師に対する社会保険の所得税を一年通りに、昨年なされるやうな方針である。たしかそういう答弁があつたと思ひます。これは即ちどういふことかと言ひますと、数年前に単価の問題がいろいろ混乱しまして、あれが一つの妥協でその代り税金をいふやうな話であつたと私は記憶しております。そうすると、まあそれが妥当であるか、妥当でないかは別にしまして、全国の医師は現在の単価、それからそれに点数をかけて、そうして医療費をもらふといふ方法には満足いたしておりません。これは妥当であるとか、妥当でないといふ問題を言つておるのじやないのです。全国の医師は全部不満を持つております。こういう点から申しまして、果して医師の所得を今日より減らすといふことは、医薬分業になつても絶対ならんといふことを、固いそういう自信がございするかどうかといふ点について、一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(重光葵) 実はこの医療費の、医薬分業による増額があるかどうかといふ問題は、ただ医療費自身について考えますと、この国民所得の大体三割と考へます。そこで国民所得自体が年々現在では増加をいたしております。従つて年々医療費自体を考へますと、増加をいたしてまいります。こういう意味の、いわゆるこの上、技術の向上等から来ます意味の医療費の増額と申しますか、これ

は医療分業の如何を問はず、暫らくは
續いて参ると思ひます。従つてそれ
による医療の向上というのが行われて行
くと存じております。大体三割とい
はしても、おおよそが医療費に払わ
れます国民負担の医療費の金額が三割
といひました。この一年間の国民
所得が増して参つておりますので、今
後事態が変りまして、国民所得が減つ
て参りますときは別でございませ
が、現在の趨勢はそのようになつてお
ります。そこで医療の向上が来たさ
れ、或いは医薬品の向上なりという方
法が講じられておると存じます。それ
と今度の問題とはおのずから別だと考
へます。ただ具体的に、このいわゆる
医薬品集によつて言うところの医療費
が相当増額するか、或いはどうかとい
う問題が、全体の医療費の体系から考
へましては今申上げた通りでございま
すけれども、この論議の一つの中心で
ある、これが医療分業をしたために、
先の竹中さんのお話の、医療を受ける
国民の費用が高むのではないかとい
う意味における増額というものが、一つ
大きな問題だろうと思ひます。これは
先ほど来医務局長から續々申上げま
したように、具体的に数字を挙げてい
たしたいと、今作業を續けておりま
す。その作業を續けております根本
の行き方と、又そうあるべきものであ
ると私どもが考えておりますのは、
医師の実収入の減らないということ
が、そうあるべき姿であると考えてお
ります。従つてそういう、結論におい
てもそうなるという行き方で、現
在作業を續けておる次第でございま
す。そして同時に現在一〇〇なら一〇〇と
いう医療費というのが支払われて、そ

の一〇〇という医療費の中で、或いは
薬の原価、或いはこれに対する包装紙
なり、印刷代なりというものが当然入
つておる。その費用というものが薬剤
師のほうへ移つて行く。先ほど具体的
に三分の一、三分の一という話があり
ました。その点から考えまして、総体と
しては、殖やさずに殖やせずに、この二つの
ものを、協力して頂く意味においては分
けまして、そして一方医師の実収入の減
らないというものが、現状の一つの根本
の行き方ではないかと思ひます。かよう
な方針をとつておられますし、又作業
の結果は必ずやそういふふうに見われ
て来るかと考えております。ただ算盤で
はこれはきちんとして一銭一厘一毛まで
うかという問題になりますと、いろい
ろな点でこれは違つて来ると存じま
す。根本の精神はさうな点に置いて
ある次第であります。

○堂森芳夫君　そうしますと、厚生大
臣の御答弁は、国民の医療費の負担は
増えないということ、それから社会保
険も財政が困らない、それから医師
も、或いは薬剤師も、収入は減らない
のだ、こういう大体三点は認めた、こ
ういうことでございせんか。

○国務大臣(草壁隆國君)　根本はそう
でございませう。ただその医療費を……、
それならあとになつてから、医療費全体
が、日本の医療費が増して来たじやな
いかということが問題になつて来ます
と、年々少しづつ殖えております。現
状におきまして、年々増してございま
すから、そういう意味の増し方は当然
今後とも来るだろうと考へております。
○堂森芳夫君　これは少しあれでござ
いませうが、まあこれは言葉のあやだけで
ございませうから申しませんが、さうい

根本精神は、確たる信念をお持ちになる
ことと理解していいわけにございませうね。
それでは一つもう一点だけ大臣に
承つておきます。私は日本の医療
分業が、数十年前からして医師と薬剤
師との間に争われて来たということ
の根本の原因はどこにあるか。これは
さつきも谷口先生もおつしやいました
ように、日本の習慣というものが、無
形の努力といひますか、さういふもの
に対する報酬がなされていなかった、
これが当然とされておつたと思つた
ので、即ち医師に対する報酬というもの
が、全然或る意味ではなされていなか
つた。そこで薬を売つて医者はめし
食つて行く、さういふことが今日まで
長い間行われて参つたといふことで
ございませう。そこで今後医師が生活
を自給する、而も再生産費も出る、或いは
又自分の子弟の教育費も賄ふといふ
最低の医師の健全な中流家庭と申しま
すか、さういふ生活の営めることが今
後保障されるというように、あなたは
医者の技術、或いは薬剤師の諸君もさ
うですが、に対して支払つて行けると
いふ確信がございませうか、如何でござ
いませうか。

○国務大臣(草壁隆國君)　これは医師
の生活の保障をなすかといふことにな
ると、問題はおのずから別になつて来
ると思ひますが、さういふ表現じやな
しに、今申上げましたように実収入の
減らない方法による医療分業というも
のが当然進歩の段階にはなさるべき
もの、かような考へ方をいたしては次
第であります。お話をありました患者
のほうから考へますと、さつき御引
例になりました投書等を御引例になつ
てのお話等にもございませうが、患者

自体の側から申しますと、これは一
種の任意分業であつて、患者が希望
いたしますとそのお医者さんが幾らで
も投薬ができるというのが今度の法律
でございませう。この点から申しますと
一種の任意分業、さういふ形になつて
現われておると思ひます。

○堂森芳夫君　私はさういふ法律は、
大臣から説明を承つて知つておりま
す。ですからさういふ任意分業であ
るなら、なぜあんな法律を作つた
か、そんなことは今蒸し返してもあれ
です。ですから申しませんが、とにかく今後
医師或いは薬剤師といふような、長い
間学校で勉強し修練して来た人たちに
対し、従来のような、技術に対する適
正な報酬を支払つて行かなかつた、そ
のために医師は薬を売つて生きて来
た、歯科医師は金を売つて生きて来
た、薬剤師は化粧品を売つて食つて来
た、さういふことなんです。さうい
ふ三つの人たちに對して適正な報
酬といふものを払うような待遇がで
きような自信がございませうか。さうい
ふことをお聞きしてゐるわけでありま
す。

○国務大臣(草壁隆國君)　その意味に
おきましては、むしろ今度の分業によ
りましてさういふ名目にいたします
か、いわゆる調剤における技術上に要
する費用といふような、診断料その他
の名目のような意味を含んだものは、
当然これは医師のほうに残してはつき
りとするべきものであり、又参る予定
で現在作業を續けております。さうい
う結果になる、さういふ確信いたして
おります。

○堂森芳夫君　大臣にいろいろ承つ
たのですが、実は私も時間がございま

せんので、丁度昨日医務局長それから
薬務局長、保険局長、社会局長皆出席
しもうように委員長を通じて我々委
員が要求いたしておきましたので、一
ついろいろと関連して各局長に質問を
いたしたいと思ひます。先ず保険局長
に一つお尋ねいたします。さつき谷口
委員の質問に對して、保険局長は実
に有能なる官僚であります。答弁
を外らしてゐると思つたので、例え
ばこれは医務局長のことだ、私一人でき
められない、さういふことを言つてお
られるわけですが、先ず私は現行の社会
保険における一点単価のきめ方につ
いて少し具体的に聞いて見たいと思
ひますが、私も余りよく知らないです
が、一点単価の計算の仕方を一つわ
かりやすく説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君)　現行の一点
単価を決定いたしました経緯を申上げ
ますと、調査いたしました診療所の数
は正確に記憶いたしておりませんが、
数百カ所の診療所のベツトを持つてお
りますところと、持つておりませんと
ころとを一般の統計の方式に従いま
して選別して調査いたしましたのであり
ます。その数字はたびたび計算をして
おりますが、少くとも現行単価の決定の
基礎になつておりますのは昭和二十四
年九月の実績調査でございませう。こ
れに基づきまして有床診療所及びベツト
を持つていない無床診療所、双方につ
きまして医療経営に要する経費を全部集
計をいたし平均をいたしたのでござ
います。その結果医療の経営に必要な人
件費、それから家賃、地代、火災保
料等々の維持費、衛生材料、光熱、水
道費、賄材料費、雑費、さういふよう
なものを全部それ／＼分類をいたしま

して、医業支出合計二十四年九月の調査の結果が、二万六千八百九十一円という数字が出たのでありますが、それに対して昭和二十七年一月までの物価並びに賃金の変動をスライドさせて、そうして医業支出合計三万二千二百三十三円という数字を出したのであります。それから一方医師の生計費につきましては、当時のCPSの平均の二割増しということにいたしましたので、一万八千九百九十九円というものを出したのであります。それから税金を当然支払いますので、税金を六千八百三十九円と見込みまして、その三つの合計五万七千九百九十一円という数字を出したわけでございます。これを一般診療所の場合には保険診療もございまして、又生活保護関係の診療もございまして、或いは又自由診療もあつたものが、そのすべてを社会保険で扱ったものとしたしまして、実際の取扱いの患者数から出て参ります取扱点数を出したわけでございます。それが平均いたしまして四千九百二十五点、こういう数字が出ましたので、これで除しまして十一円七十七銭というものが平均単価になつたわけでございます。その結果甲地を十二円五十銭、乙地を十一円五十銭にいたしましたのであります。その後計算をし直して実績に基づきまして加重平均単価を出しますと、この当時の単価よりも若干上廻つておりますので、十一円八十三銭ぐらゐに相成つております。これは甲地が患者が殖えた関係であると考えます。大体そういう経緯で現在の単価はきまつたのであります。

○堂森芳夫君 私はこの医業分業をやつて参るならば、社会保険に財政的な

影響が今より強くなる、こういう考えを持つてゐるわけなんです。ところが全国の医師たちは現在の単価ですね、非常に我々としては我慢がでない、こういう要求をいたしてゐるわけなんです。私も先般来各地のプロツクの医師会大会にも出席いたしましたので、そういう要求が強いことを、この目で見てゐるわけなんです。それが妥当かどうか、こういうことを言つてゐるわけじゃないのです。とにかくそういう単価の値上げを強く要求しているにもかかわらず、これがなし得ない理由ですか隘路ですか、そういうものはどこにあるのでございましょうか。その点一つ……。

○政府委員(久下勝次君) 私ども実は単価を改訂すべしという結論に、今日のところまだ到達いたしておりません。従ひましてすべしという結論が出ましたときに、これが実際にできるかどうかというところにならうと思つて、ただ併しながら、率直に申し上げます。いろいろ確かにお話のように、単価問題につきましては、御意見もあり、御不満があることも承知をいたしてあります。どうしても必要な費用であつて支払わなければならないとすれば、私どもの立場をいたしましては、仮にそういう結論が出た場合のことを予想して申上げますならば、何とかこれは財源を見つけてでも実現をしなければならぬものと思つております。おのづからそうなりますれば、現在のままの状態では単価を上げるという仮定を置いて考えました場合には、恐らく先生の御意見もそういう趣旨だと思つて、これが申すまでもなく、保険の財政の問題にひつかかつて参ります。保

険料にも限度がございするし、また現在の保険の財政は、大体一ぱい／＼の状態でございますので、さううな関係がございするもので、これを将来問題として考えました場合には、さうした財源をどこかに求めなければならぬというところが考えられるのでございす。ただ私どもは繰返して念を押して申上げておきますけれども、財源がないからというところで単価問題を否定する意図はございません。

○堂森芳夫君 そうしますと、久下保険局長は単価は今のところ不適当ではない、妥当だと、こういうふうなお考えと解釈してよろしいですか。

○政府委員(久下勝次君) 妥当だということも申上げたつもりはないのでございまして、まだ改訂をしなければならぬという結論に到達しておりません。というところを申上げたのでございす。

○堂森芳夫君 それはそうしますと、不適当であるというふうな考へて、不適当なところと考へて、その点どうですか、ちよつと怪しいですが、あなたの言うことは非常にうまいから……。(笑聲)

○政府委員(久下勝次君) どうも誠に申訳ないのではありませんが、これだけの大きな問題をばつたり申上げないことは、或いは無責任というそしりがあるかも知れませんが、現実には私どもとしては、影響も大きい問題でもございまして、検討をしておる最中ではございす。いづれとも結論を出しておりません。

○堂森芳夫君 それ以上追及せずにおきます。とにかくこれは事実ですから……。私たち昭和三、四年に大学を

出て、医者になつた当時は、たしかあの当時の健康保険は請負制度だつたと思ひますが、一点の単価は十五銭ぐらゐであつたかと思つてゐます。ところが現在は十一円八十三銭ですか、そういうものと比較しますと、約七十倍ぐらゐのじやございせんか。ところが医業材料とか、或いは薬局方面のものを見ましても、数百倍ということになつておると思つてゐます。その他いろいろものを見ても、そういうことがあつておるとすると、当時と今を比較しますと、昔の医師は暴利をむさぼつておつたというそしりがあるかも知らないわけですが、とにかくさうだつたんです。今は非常に倍率が低い、こういうことを局長はどういうふうにお考えになつておられますか、どう解釈されますか。

○政府委員(久下勝次君) 実は先ほどお尋ねになりました、私は現在の健康保険の単価を計算しましたときの基礎だけを申上げたのでありますが、その申上げた、最後の申上げた点に、私は問題があると思ひます。社会保険診療報酬の問題は、ただ一点単価の値段だけで論議していかかどうかというところに疑問を持つております。相当検討を要すると思ひます。具体的に申し上げますと、稼働点数の問題でございす。先ほど申上げましたように、自由診療をやつてゐるものも保険診療をしたものとしたしまして、四千二百九十五点というものを数字を出しまして、それで総経費を割つて、出したのが、現行単価でございす。この稼働点数というものが、御案内の通りに、最近数年非常に上昇しております。これは被保険者の増以上のものがございす。そ

ういうような点から考へまして、稼働点数の問題も併せて考へなければならぬ。そのほか点数とかけ合せて、診療報酬が出て参りますわけでございます。それから、点数のほうにも触れて検討する必要がありますと思ひます。従ひまして今御引例になりました倍率の点は、この点では低くても、なお説明のつく面があるのではないかと考へるわけでございます。私は必ずしも先生の御意見を否定するわけではございせんが、さういうふうないろ／＼な観点から、私は検討をいたしておるというところを申上げたのでございす。

○堂森芳夫君 それから医業分業というものによつて又社会保険の財政が危なくなるというこれは私の前提なんです。それから、一つお聞き願ひたいのですが、とにかく例へば現在問題になつてゐる単価の問題、一円上げるといたしますと、いろ／＼な社会保険或いはこれに準ずるもの、合計どれぐらゐの費用が要するようになりますか。ちよつと一つ／＼區別して合計幾らと、さうおつしやつて頂きたいのです。

○政府委員(久下勝次君) 只今手許にございすのは、単価が仮に一円上るものとしての影響の計算でありまして、すべての医療費に響く影響でないことはあらかじめお断り申上げておきます。個々についてはその都度申上げますので、大きな点を先ず申上げます。政府管掌健康保険におきましては、単価を一円上げることによりまして十九億八千八百八十万円の影響がございす。組合管掌健康保険につきましては、十七億八百二十三万円、船員保険が僅かでございますが、八千万円

の影響でございます。以上申し上げましたものはすべて保険財政全部に響く数字でございます。それから国民健康保険につきましても、これは保険者負担分だけ計算してございまして、半額を本人が負担になっておりますが、その分は除いております。十三億五千四百四十万、共済組合が、これは共済組合の財政全部への影響でございますが、十四億三千四百四十万、生活保護費に影響いたします。これは国の負担分を八割相当額だけに影響するものとして計算してございまして、八億四千四百四十万、以下精神衛生法、未帰還者職員の給与、公務災害関係法等いろいろ、実は社会保険の点数単価の制度を準用しております制度が、約全部で二十くらいいになります。細かいことは省略して頂きますが、これらを合計いたしまして社会保険としての健康保険或いは船員保険、政府管掌保険、共済組合保険と先ほど申し上げました以外はすべて国の負担に響く数字だけでございまして、それだけをとりましても、単価一円の値上げによつて七十七億三千四百四十万の影響があるものと見込んでおります。

○鹽森芳夫君 ところで方向を変えまして二十八年度の社会保険の財政、それから社会局長おられますが、生活保護法の医療費のほうですね、どういふうな財政状態になつてゐるかといいたい。この二つを両局長から御答弁願いたい。

○政府委員(久下勝次君) 二十八年度政府管掌健康保険の集計をいたしておりますが、まだ決算ができておりませんが、正確には申上げられませんが、なお二十八年度につきましては、

会計事務上の関係から四月から今年の二十九年度の二月までの十一カ月分で決算をする建前をとつております。総額の数字をちよつと手許に持つておりませんが、記憶いたしません。収支決算の見込みは、大体二十八年度だけで考えますと一億程度赤字の見込みでございます。併しながら二十七年以前に剰余金がございます。現在全部で十八億は剰余金を持つておるわけでございまして、これを二十八年度予算に十億ほど喰込んでございまして、収支の決算はそういう意味では黒字になつております。さういふわけであります。

○鹽森芳夫君 国保はどうでございませうか。わかりませんか。

○政府委員(久下勝次君) 国保はまだ数字がまとまつておりませんが、明確には申上げかねますけれども、財政の見通しが非常によくなつてゐるようには承知いたしております。二割の国庫負担が出ました関係で支払いも早くなりましたし、財政的には非常に好転をして、少くとも二十七年以前のような大きな赤字はないものと見ておりますが、それ以上の詳細はまだ集計しておりませんので……。

○政府委員(曾田長宗君) 生活保護法の医療扶助につきましては、御承知のようになつて二十八年度におきましては、赤字が出ましてその支払いを新らしい年度において支払つたやうな実情でございまして、はつきりしたことは現在まだわかつておりませんけれども、少くとも予算に計上されまして二十五億というものは、これは赤字でございまして、或いはもう少しそれより殖えるのじやないかという程度のところでございます。

○鹽森芳夫君 よく承知いたしました。私はなぜかこういふことをお聞きしたかと申しますと、新しい医療費体系をお作りになる、こういうことのしるしの答弁でございまして、現在の社会保険或いは国民健康保険或いは生活保護法の医療扶助というやうな、そういうものをよく考えながら、我々が今後この問題に對して行かなければならぬという意味で、参考のためにお聞きしたわけでありまして、そこで医務局長は谷口委員から一年間の医療費の集計というものの御質問があつて約一千五百億ほどの医療費になるといふ御答弁だつたと思ひます。資料もらつております。そして薬治料は総医療費の一五%ぐらいとお聞きしたのですが、その通りでございませうか。

○政府委員(曾田長宗君) さうでございます。

○鹽森芳夫君 千五百億と申しますと、大体国民の総所得の三%ぐらいとなるわけでありまして、国民の医療費といふものは医務局長の考えでは、これはもう麻痺してしまふのである。或いは別の例を見ましてまだ上でもない、或いはもつと低くなるべきだといふいろいろ勉強しておられると思うのですが、その辺の御説明を一つ願ひたいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君) 私どもこの衛生行政を担当いたしておりますものから考えますれば、国民の健康の問題は極めて重要な、他のものゝ行政の中でも、基礎的なものであるといふやうな考えから、今日費しております医療費或いはもつと広く申しまして、衛生費と申しますか、こういうやうな類いのものは、現今においてはもう少し増額してもいいのではないかと

いふやうな考え方を持つてゐるのであります。併し戦後の日本の状況といふやうなものを考えますれば、いろいろの面において不足がちな生活をしてゐるというやうな事情もございまして、こゝ暫く遠い将来のことについては、私申し上げかねるのでありますが、こゝ暫くの間は、やはりこの三%程度のところでものを考えて行かなければならぬのではないかと申すに思つております。なおこの三%といふのは、この前にもお話し上げたのであります。支拂う医療費の経費と申しますか、医師が請求いたしますと、当然支払うべきものと予想されます金額といふものと、現実に支払われてゐる額といふものとの間に若干の相違がございまして、それを御了承おきを願ひたいと思ひます。

○鹽森芳夫君 医務局長にお尋ねいたしますが、日本の大体医師の所得といふものは、数字はあると思ひますが、どういふふうにしてお出しになつた結果でどのくらいになるかといふことを先ずお尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君) これもいろいろの方法があると思ひますが、一つには先般から御説明申上げておりますやうに、現実に支払われた医療費といふものを、千三百億なら千三百億といふふうに一応考えまして、それをそれを基礎といたしまして、いろいろの物的な掛り、或いは病院、診療所を運営して行くに必要といたします医師以外の人員費、こゝいうやうなものを差引いて医師の収入といふものを計算して参りますと、大体開業の方としまして、おおむね一年に百万程度

の収入といふやうな、これは大ざつぱに申上げましてそのくらいと考えられます。そうしますと、これを月に直しますれば、まあ七、八万くらい、で、その十万から十二万くらいになつてゐるんじゃないかと思ひます。これは一応試算の数字もあるものであります。それを約三分の一、或いは二分の一といふやうなところが医師の実収入になつて来る。

○鹽森芳夫君 済みません、もう一遍……。

○政府委員(曾田長宗君) 医師に支払う医療費を……、それではちよつと数字を申しまして。大ざつぱに考えますれば千三百億でございまして、これを現在臨床に従事しております医師が約七万なのでございまして、さういたしますと、一年間に約二百、一人当りにいたしますと二百二十万といふやうなことになるのであります。で、さういたしますれば、これが今のやうな計算で行きますれば、年二百万といふことになりまして、これに對しまして、もう一つの考え方は、病院に支払われる医療費が、この前にもお話し上げたと思ひますが、総医療費の約半分でありまして、半分以上になつております。診療所のほうがこの約半分でありまして、大体千三百億の半ばで約七百五十億、七、八百億といふことになつております。この診療所に従事しております医師が大体五万であります。それから病院に勤務しておりますものが約二万であります。診療所のほうの五万の医師で先ほどの大体七百五十億といふやうなところを割り算すると百五十万くらいでござい

ますか、それくらいになつて来る、これ

を月に割りますれば十二万程度ということになります。これは総収入でございす、そのうち大体三分の一、これは人によりまして非常に違ふだろうと思ひますが、三分の一が純収入になると思ひますが、若しも半分と考へますれば六万という大体まあその辺のところは平均は落ちついて来るのじやないかという計算が一つの方法としてありまして、それからそのほかにいろ／＼実情調査として出て来ました数字もございす、今申上げましたのが二十七年でございす、この医師の収入の点でございす、これを一応申上げてみますれば、これはまた更に検討を要するものでございす、病院を経営しておられますお医者さん方の収入というものとしまして調査の結果出て参りましたのは、大体四万、税をこめて四万余りというところじやないかと思つておられます。今のは病院でございす、診療所を経営しておられます方々の収入はおおむね三万程度、それから勤務しておられます医師は病院、診療所を通じて平均しますと二万余りというふうな数字が出ておりました。これをそのままとりま

か、こゝういふものの調査の性質からもう少し上目に見るべきかどうかというふうな見当は又別の問題といたしまして、一応調査しましたときにさうな数字を得た資料はございす。

○堂森芳夫君　さうしますと医務局長の今の御説明によりますれば、現在の姿における医師の収入とこゝういふことになります。さうするとこの医師の収入は多いと思はれますか、少いと思はれますか、どうでありますか。で、今後どういふふうな医師の収入を持つて行こうと思はれますか。それは今後、あなた医務局長ですから大いに抱負があるべきだと思ひます。一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君)　私どももいたしましては、勿論医師としてつとめて申しますかできるだけの能率を上げて世間に御奉公申上げたい、又できるだけ立派な申上げたい、十分内容の充実した医療を国民に捧げたいというふうに考へております点から申上げますれば、この生活の面におきましては、より何と申しますか煩うことを少く、そして専心医療に従事するといふような意味におきましてできるだけと申してもどうか知りませんが、少くとも今出て来ましたような数字、現状よりはいいものになつたといふふうな考へておられるのであります。これは結局今日におきまして医師以外の人たちの生活状況といふふうなものも考へて行かねばならぬと思つて、私も医師が考へますことだけでやつて行くわけには行かないといふふうな思つております。

○堂森芳夫君　どうもよくわからんのですが、薬務局長にお尋ねしますが、大体医師の現在の収入はこれ／＼くらいいだ、こゝういふ御説明が医務局長からあつたのです。薬務局長はどうですか。現在の薬劑師の収入、これはむづかしいと思つておられる、尤も病院に勤めるおられる薬劑師の月収はわかると思ふのです。それから開業しておられる薬劑師の収入は非常にむづかしいと思ひますが、さういふものはやはり持つていけるべきだと思ひます、医療費体

○政府委員(高田正己君)　勤務しておられます薬劑師の大体の平均単価と申しますものは、医務局で病院診療所を調査されたものでございす。私まだ最後の数字を伺つておりませんが、一万二、三千円見当になるといふふうなことをちよつと聞いております。一般の開局の薬劑師の収入がどの程度であるかといふことにつきましては、御承知のようによつて現在の薬局が調剤による収入といふものは非常に少いのでございす。大体の収入の内訳を調査いたしましたところ、医薬品の販売によりまして上げている収入がおおむね七〇%、それからその他の物品の販売によつて上げております収入が二八、九%、調剤によつて上げております収入は一、二%といふことに大体私どものほうの調査では相成つておられるわけでありま

○堂森芳夫君　非常にこれはむづかしいことだと思つておられる、やはり我々が医薬分業を行なつて行く上において非常に必要な資料だと思つておられる。その点非常に不明確だと思ふ。そこで薬務局長にお尋ねいたしますが、大体一年に薬品の生産高はどのくらい総額でございすか。それからどういふものがどれくらいあると思ふのですが、二

十七年しか恐らくないでしよ、一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(高田正己君)　二十七年の数字を申上げてみますと、総額におきまして医薬品の生産高が六百二十八億といふことになつております。そのうち薬局法のものが百七十三億、それから国民医薬品によるものが十三億、それから公定書外の薬品が三百二十九億、家庭薬と言われますものが百十九億、大体さういふふうな内訳に相成つております。

○堂森芳夫君　それからさつきの医療費の千五百億の中にいふゆる売薬、これは定義はむづかしいでしよ、が、売薬と称せられるもので支払われる額はどのくらいございすか。どちらの局長でも結構ですが……。

○政府委員(高田正己君)　大体そのうち百七、八十億見当といふ数字が出ております。

○堂森芳夫君　私一人どうも一時間半も喋つてしまひまして、皆さんお疲れだと思ひます、いろ／＼お尋ねしたいと思ひますけれども、もう五時ですから、今日はこれで私棄権いたします。

○高野一夫君　もう五時前ですから私も簡単に大臣にちよつと二、三点伺つておきたいと思ひますが、これは厚生大臣に対する質問か、国務大臣としての草葉大臣に対する質問かわかりませんが、一応総括的な問題で三点伺つておきたい。

先づ一つはこの医療制度の合理化といふことでございすが、この医療の専門の学問、技能を活かして、さうして適正なる治療をするような態勢に持つて行くことが医療の合理化であつ

て、そのことがすでに国民、患者に対して福祉の増進といふようなことに寄与するものであると私は考へるのであります。そのことがさういふ分業な

のだけれども、医療の学問的な技術的な協力態勢を作るといふことは、とりも直さず制度上の合理化であり、且つ国民、患者にとつての福祉増進に寄与する目的のものだと考へておられるのであります。大臣はさういふふうにお考へになるか、これが第一点。

次によつて強制といふ言葉が使われるわけですが。私は私の考へを申上げますれば、法律では正しくあるべき姿を定めるのが私は法律だと思つております。従つて法律で正しくあるべき姿を定めるのに一々強制といふ言葉を使わなければならぬといふことになると、これは極めて事面倒になりはしないかと思ひます。例えば一応医療法において医師が診療に従事するといふこともこれは然らば強制診療と言ひ、運転手が免状を持つてさうして運転しなければならぬといふのが強制運転と言ひ、規則で左側通行をきめればこれも強制左側通行と言ひ、検事が検察の機能を發揮すればこれも強制検挙と言ひ、弁護士が弁護するといふのも強制弁護と言ひ、こゝういふことにすべてなるのでありまして、正しくあるべき姿を法律で定めるに強制といふ言葉を使うことは、そのこと自体が私は極めて不適当である。この言葉の使い方が、何も知らない一般国民に非常な誤解を生ずる言葉の使い方であり、法律に定めたことについてさういふ言葉を使うについてはどういふふうにお

考へておられるか、こゝういふふうな言葉を使うことは、そのこと自体が私は極めて不適当である。この言葉の使い方が、何も知らない一般国民に非常な誤解を生ずる言葉の使い方であり、法律に定めたことについてさういふ言葉を使うについてはどういふふうにお

考へになるかどうか、これが二点。

それからもう一点は、これは医薬分業のときなんかには特に私は注意すべき問題だと考へているのであります。これは医薬分業に限らずすべての制度の改革、改善ということであつて、改善したいというものと、それを阻止するものと両方あつた場合にいろいろなことを言ひ合う。これは一方が、例えばこの場合において薬局の薬剤師というものは悪いことをするものだときめてかかつて、そうして又病院、診療所の医師も悪いことをするのだときめてかかつてたような考え方で議論を進めて行くといふことは適當でない。やはりそういう悪いものもあるだろうけれども、それは啓蒙指導すべきであつて、更に啓蒙指導をしなければならぬ、それは適當の違反事項があれば、それとして処罰すべきであつて、飽くまでも殆んどすべての医師なり薬剤師、この場合は医師と薬剤師は適正なる医師であり、医師としての仕事をやり、又薬局においては適正なる薬局業に従事している、こういうふうな考へて制度の是非を論じなければ、私は本當の論議はできないのじやないか。これは今後審議会で非常に関係して参りますので、審議会が始まつた場合にやはりいろいろの論議が起る場合には、そういうふうなフェアな気持で一つお互ひにすべて正しいことをするんだというこの気持で議論を進めて行かなければ、私は本當のこの制度改革に対する議論にはならないんじやないか、そういうふうには考へていないのであります。これについて大臣はどう考へになりますか。以上三点に

ついて私は大臣の所見を一応伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(重光葵閣下) これはもう私は余り固執しなくお答へするほうがいいと存じます。が、合理化という、私さつき合理化という言葉を使つた、これは全くお話のような意味でおのの能力なり、或いは技術なりを發揮するという意味においてと存じてさうに使用して来た次第であります。

で第二の点も、強制というふうなことは現在余り皆さんお使用になつておられないし、たま／＼非常に軽い意味で先ほどお使用になつたので、従つてこれもとり立ててさうに言うほどのことではないと存じております。

第三の問題は、私もが殊にこの国民の保健、健康増進の上に最も中心になつて、日本の将来或いは民族の将来、むしろ人類の将来を引上げて安心させてやつて頂いておるのは、医師、歯科医師、薬剤師、いわゆる三師の人たちだと考へております。従つて国民の層の上から考へましても、これらの階層の人たちは最も良識ある或いは國家試験を受けた知識ある人々たちである。従つてこれらの全部の方々は良識と知識を持つておる方々であると存じております。先ほど来局長のほうからたま／＼違反事件等の事例を出しました、これは極くいろいろの事情における間違つた場合で、全体としては良識あり、知識ある、いわゆる特に国民の中でこのセントルマンとして考へておるのでありますから、これらの三者の強い協力と援助によつてのみ民族、国民の健康並びに保健は増進して行くものだと思ひます。

○高野一夫君 私は医務局長、薬局局長に二、三お尋ねしたいことがありますが、今日はもう五時になりましたから、明日の委員会まで留保いたします。

○委員長(上條愛一君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(上條愛一君) 速記を始め本日はいかにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

五月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、水道法案

水道法案

水道法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 上水道(第三条・第二十八條)

第三章 事業用水道(第二十九條・第三十一條)

第四章 監督(第三十二條・第三十六條)

第五章 雑則(第三十七條・第四十五條)

第六章 罰則(第四十六條・第五十條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

によつてその普及と健全な発達を図り、もつて公衆衛生の向上と工業の発展に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において「水道」とは、飲用その他の日常生活、業務、消防又は鉱工業等の需要に応じて水を供給する施設で導管の設備を有するものの総体及び導管等の設備によつてこれに水を供給する施設の総体をいう。但し、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「上水道」とは、水を人の飲用に適する水として供給する水道をいう。

3 この法律において「事業用水道」とは、上水道以外の水道であつて、鉱工業又は上水道事業の需要に応じて水を供給するものをいう。

4 この法律において「上水道事業」とは、左の各号に掲げる事業をいう。

一 不特定の者の需要に応じて上水道により水を供給する事業

二 前号に掲げる事業を經營する特定の者の需要に応じて上水道により水を供給する事業

5 この法律において「事業用水道事業」とは、不特定の者の需要に応じて事業用水道により水を供給する事業をいう。

6 この法律において「上水道事業」とは、上水道事業を經營する地方公共団体及び第五條第二項の規定による特許を受けて上水道事業を經營する者をいう。

7 この法律において「事業用水道事業者」とは、事業用水道事業を經營する地方公共団体及び第三十一條において準用する第五條第二項の規定による特許を受けて事業用水道事業を經營する者をいう。

8 この法律において「専用上水道」とは、左の各号に掲げる上水道をいう。但し、他の上水道から供給を受けた水を水源とする上水道であつて、導管のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下であるものを除く。

一 五百人以上の特定の者の需要に応じて水を供給する上水道

二 自家用の上水道であつて左に掲げるもの

イ 不特定の者の利用に供されるもの。但し、一日の計画給水能力が百立方メートル以上であるものに限り。

ロ 常時五百人以上の特定の者の利用に供されるもの

9 この法律において「簡易上水道」とは、左の各号に掲げる上水道をいう。

一 不特定又は特定の者の需要に応じて水を供給する上水道であつて、計画給水人口が五千人以下であるもの又は井戸、泉、井戸水若しくは他の上水道から供給を受けた水を水源とし、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、且つ、計画給水人口が二万人以下で政令で定める人数以下であるもの

二 自家用の上水道であつて、一日の計画給水能力が七百五十立

方メートル以下であるもの又は
ゆう、泉、井戸水若しくは他の上
水道から供給を受けた水を水源
とし、消毒設備以外の浄水施設
を必要とせず、且つ、一日の計
画給水能力が四千立方メートル
以下で政令で定める水量以下で
あるもの

10 この法律において「水道施設」と
は、水道のための取水、貯水、浄
水、送水又は配水の施設をいう。

11 この法律において「給水装置」と
は、需要者に水を供給するために
上水道事業者又は事業用水道事業
者の施設した配水管から分岐して
設けられた給水管及びこれに接続
する給水用具をいう。

12 この法律において「水源」とは、
河川、湖沼、池、ゆう、泉、伏流、
井戸等の水で水道用水の供給源を
なすものをいう。

13 この法律において「布設」とは、
新設並びに給水区域、給水人口、
給水量、水源の種類、浄水方法又
は政令で定める水道施設の変更に
係る増設及び改造をいう。

第二章 上水道

(水質基準)
第三条 上水道事業者又は専用上水
道の設置者が供給する水は、左の
各号に掲げる要件を備えなければ
ならない。

- 一 病原生物又はシアン、水銀そ
の他の有毒物質を含まないこ
と。
- 二 汚染の事実を示す生物又は物
質を含まないこと。
- 三 異常な酸性又はアルカリ性を
呈しないこと。

四 異常な臭味がないこと。但
し、消毒による臭味を除く。
五 外観は、ほとんど無色透明で
あること。

2 前項各号の基準に關して必要な
事項は、省令で定める。

(施設基準)
第四条 上水道事業者又は専用上水
道の設置者が施設する水道施設
は、左に掲げる要件を備えなけれ
ばならない。

一 取水施設は、できるだけ良質
の原水を必要量取り入れること
ができるものであること。

二 貯水施設は、原水が常時必要
量以上に確保されるときに、
汚染されるおそれがないもので
あること。

三 浄水施設は、原水の質及び量
に応じて沈でん池、ろ過池、消
毒設備その他水の浄化に必要な
設備を適当に設け、前条の規定
による水質基準に適合する必要
量の浄水を得ることができると
のであること。

四 送水施設は、ポンプ、送水管
その他送水に必要な設備を適当
に設け、必要量の水を送ること
ができるものであること。

五 配水施設は、配水池、ポン
プ、配水管その他配水に必要な
設備を適当に設け、必要量の水
を一定以上の圧力で連続して供
給することができるものである
こと。

2 前項の水道施設の構造は、水
圧、土圧、地震その他の荷重に対
して充分な耐力を有し、且つ、水

が汚染され、又は漏れるおそれが
ないものでなければならぬ。

3 第一項の水道施設の位置及び配
列は、水理条件その他機能上の効
率、相互間の有機的関連等を考慮
し、且つ、その建設及び維持管理
ができるだけ容易なように定めら
れなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、
第一項の水道施設に關しては必要
な技術的基準は、省令で定める。

(事業経営の届出及び特許)
第五条 地方公共団体は、主務大臣
に届出でて上水道事業を經營する
ことができる。但し、市町村又は
市町村の組合が經營しようとする
上水道事業の給水区域が他の市町
村の区域にまたがるときは、当該
市町村の同意を、都道府県又は都
道府県の組合が上水道事業を經營
しようとするときは、給水区域を
その区域に含む市町村の同意を得
なければならない。

2 地方公共団体以外の者は、主務
大臣の特許を受けた場合に限り、
上水道事業を經營することができ
る。この場合においては、給水区
域をその区域に含む市町村の同意
を得なければならない。

3 前二項に規定する市町村の同意
については、当該市町村の議会の
議決を経なければならない。

4 主務大臣は、第二項の規定によ
る特許の申請が左の各号に適合し
ていると認めるときでなければ、
同項の特許を与えてはならない。

一 当該上水道事業の開始が一般
の需要に適合すること。

二 当該上水道事業を的確に遂行
するに足りる経理的基礎がある
こと。

三 その他当該上水道事業の開始
が公益上必要であり、且つ、適
切であること。

(届出及び特許の申請の方式)
第六条 上水道事業經營の届出又は
特許の申請をするには、届出書又
は特許申請書に事業計画書、前条
第一項又は第二項に規定する市町
村の同意のあつたことを証する書
面その他省令で定める書類を添え
て、これを主務大臣に提出しなけ
ればならない。

2 前項の事業計画書には、左に掲
げる事項を記載しなければならない。
一 給水区域、給水人口及び給水
量

二 水道施設の概要

三 給水開始の予定年月日

四 工事費の予定総額及びその予
定財源

五 經常収支の概算

六 その他省令で定める事項

(特許の附款)
第七条 主務大臣は、上水道事業の
經營を特許する場合に、これに
必要な条件を附することができ
る。

2 前項の条件は、公共の利益を増
進し、又は当該上水道事業の確実
な遂行を図るために必要な最少限
度のものに限り、且つ、当該上水道
事業者に不当な義務を課すること
となるものであつてはならない。

(給水区域の拡張)
第八条 地方公共団体である上水道
事業者は主務大臣に届け出て、特
許を受けた上水道事業者は主務大
臣の許可を受けて、それぞれその
經營する上水道事業の給水区域を
拡張することができる。この場合
においては、第五條第一項但書、
第二項後段、第三項及び第四項の
規定を準用する。

2 第六條の規定は、前項の規定に
よる届出又は許可の申請の手續に
準用する。

(事業の休止又は廃止)
第九条 地方公共団体である上水道
事業者は、その上水道事業の全部
又は一部を休止し、又は廃止した
ときは、三十日以内に、その旨を
主務大臣に届け出なければならない。

2 都道府県若しくは都道府県の組
合がその經營する上水道事業の全
部若しくは一部を休止し、若しく
は廃止しようとするとき、又は他
の市町村の区域に給水区域がまた
がる上水道事業を經營する市町村
若しくは市町村の組合がその上水
道事業の全部若しくは一部に休止
し、若しくは廃止しようとするこ
ときは、あらかじめ当該休止又は廃
止に係る給水区域をその区域に含
む市町村の意見を聞かなければな
らない。

3 地方公共団体以外の上水道事業
者は、主務大臣の許可を受けな
ければ、その上水道事業の全部又
は一部を休止し、又は廃止しては
ならない。

4 主務大臣は、前項の許可をしよ
うとするときは、あらかじめ、当
該休止又は廃止に係る給水区域を
その区域を含む市町村の意見を聞
かなければならない。

5 主務大臣は、上水道事業の全部
又は一部の休止又は廃止によつて
公共の利益が阻害されるおそれ
がないと認めるときでなければ、第
三項の許可をしてはならない。
(責任技術者による布設業務の担
当)

第十条 上水道の布設については、
上水道事業者又は専用上水道の
設置者は、左の各号の一に掲げ
る資格を有する責任技術者に、計
画、設計及び工事の施行又は監督
について、技術上の業務を担当さ
せなければならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法
律第二十六号)による大学(短期
大学を除く。以下同じ)におい
て、衛生工学若しくは水道工学
に関する学科を修めて卒業し
た後又は旧大学令(大正七年勅
令第三百八十八号)による大学
において土木工学科若しくはこ
れに相当する課程を修めて卒業
した後、二年以上上水道に関する
技術上の業務に従事した経験を
有する者

二 学校教育法による大学におい
て、土木工学科又はこれに相当
する課程により衛生工学又は水
道工学に関する学科目以外の学
科目を修めて卒業した後、三年
以上上水道に関する技術上の業務
に従事した経験を有する者

三 学校教育法による短期大学、
旧専門学校令(明治三十六年勅
令第六十一号)による専門学校
又は文部大臣がこれらの学校に
準ずるものと認めた学校におい
て、土木科又はこれに相当する
課程を修めて卒業した後、五年
以上上水道に関する技術上の業務
に従事した経験を有する者

四 学校教育法による高等学校、
旧中等学校令(昭和十八年勅令
第三十六号)による中等学校又は
文部大臣がこれらの学校に準ず
るものと認めた学校において、
土木科又はこれに相当する課程
を修めて卒業した後、七年以上
上水道に関する技術上の業務に従
事した経験を有する者

五 十年以上上水道に関する技術上
の業務に従事した経験を有し、
且つ、前各号に掲げる者と同等
以上の技能を有すると認められ
る者

(布設工事の届出)
第十一条 上水道事業者又は専用上
水道の設置者は、水道施設の布設
工事を行うときは、あらかじめ、
工務設計書その他の省令で定め
る書類を添えて、その旨を主務
大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の工務設計書には、左に掲
げる事項を記載しなければならぬ。
一 水源の種類、水量の概算及び
水質試験の結果並びに取水地点
二 給水区域及び給水人口
三 一日最大給水量及び一日平均
給水量

四 浄水方法
五 水道施設の位置及び規模
六 水道施設の標高及び水位
七 配水管における最大静水圧及
び最小動水圧
八 工事の着手及び完了の時期
九 工事費の総額及びその財源
十 その他省令で定める事項
(届出受理の通知)
第十二条 主務大臣は、前条第一項
の規定による届出を受理したとき
は、遅滞なく、当該上水道事業者
又は専用上水道の設置者にその受
理の年月日を通知しなければならない。

(工事設計変更命令)
第十三条 主務大臣は、第十一条第
一項の規定による届出を受理した
場合において、その届出に係る工
事設計が第四條の規定による施設
基準に適合しないと認めるとき
は、届出を受理した日から起算し
て四十日以内に限り、その設計の
変更を命ずることができる。

2 主務大臣は、工事設計につき実
地の調査を必要とする場合その他
特別の理由がある場合には、前項
の期間を延長することができる。
この場合には、届出を受理した日
から起算して四十日以内にその旨
を当該上水道事業者又は専用上水
道の設置者に通知しなければならない。

3 前項の規定により第一項の期間
が延長されたときは、同項の期間
は、第十一条第一項の規定による
届出が受理された日から起算して
七十日とする。

(工事着手時期の制限)
第十四条 上水道事業者又は専用上
水道の設置者は、主務大臣によつ
て第十一条第一項の規定による届
出が受理された日から起算して四
十日(前条第二項の規定による通
知があつたときは、七十日)を経
過した後でなければ、水道施設の
布設工事に着手してはならない。
但し、前条第一項の規定による命
令があつた後又は同条同項の規定
による命令をしない旨の通知があ
つた後は、この限りでない。

(使用開始前の検査)
第十五条 上水道事業者又は専用上
水道の設置者は、水道施設を布設
したときは、当該施設につき都道
府県知事の検査を受け、当該施設
が第十一条第一項の規定による届
出に係る工事設計(第十三条第一
項の規定による設計変更命令があ
つたときは、変更後の工事設計)
に適合する旨の確認を受けた後で
なければ、当該施設を使用して給
水を開始してはならない。

2 前項の検査及び確認は、給水区
域のある上水道については給水区
域の都道府県知事が、給水区域の
ない上水道については当該水道施
設の所在地の都道府県知事が行う
ものとし、給水区域又は給水区域
のない上水道の水道施設の所在地
が二以上の都道府県の区域にまた
がる場合には、同項の規定にかか
らず、主務大臣が行うものとし
る。

3 都道府県知事は、第一項の確認
をしたときは、その旨を主務大臣
に報告しなければならない。

(責任技術者による技術管理)
第十六条 上水道事業者又は専用上
水道の設置者は、水道の管理につ
いて技術上の業務を担当させるた
め、左の各号の一に掲げる資格を
有する専任の責任技術者を置かな
ければならない。

一 第十条各号に掲げる者
二 第十条第一号から第四号まで
に規定する学校において土木工
学以外の工学、理学、医学若し
くは薬学に関する学科目又はこ
れらに相当する学科目を修めて
卒業した後、同条第一号に規定す
る学校を卒業した者については
五年以上、同条第三号に規定す
る学校を卒業した者については
七年以上、同条第四号に規定す
る学校を卒業した者については
九年以上、水道に関する技術上
の業務に従事した経験を有する
者

(給水義務)
第十七条 不特定の者の需要に応じ
て水を供給する上水道事業者は、届
出又は特許に係る事業計画に定め
る給水区域内に居住する者(不特定
の上水道事業者の需要に応じて水
を供給する上水道事業者にあつて
は、他の上水道事業者)から給水
契約の申込を受けたときは、正当
の理由がなければ、これを拒ん
でなければならない。

2 上水道事業者(他の上水道事業
者の需要に応じて水を供給する上
水道事業者を除く)は、当該上水
道により給水を受ける者に対し、
常時水を供給しなければならない。
但し、第三十七條第一項の規

定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合は、給水区域の全部又は一部につき給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除くほか、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

3 前項の上水道事業者は、当該上水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

4 他の上水道事業者の需要に応じ、水を供給する上水道事業者は、その供給する水の量に関し供給契約に定める条件を遵守しなければならない。但し、第三十七条第一項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合は、この限りでない。

(供給規程の設定及び公示)

第十八条 不特定の者の需要に応じ、水を供給する上水道事業者は、料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件について供給規程を定めなければならない。

2 前項の上水道事業者が地方公共団体であるときは、同項の供給規程は、条例で定めなければならない。

3 地方公共団体以外の上水道事業者が第一項の供給規程を設定し、又は変更しようとするときは、都

道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第十五条第二項の規定は、前項の認可について準用する。

5 都道府県知事又は主務大臣は、第三項の規定による認可の申請が左の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 上水道事業者及び上水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担の額及び方法が適正且つ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

6 都道府県知事又は主務大臣は、第三項の認可をしようとするときは、あらかじめ、給水区域をその区域に含む市町村の意見を聞かなければならない。

7 第一項の上水道事業者は、第三項の認可を受けた供給規程をその実施の日までに事務所その他の事業場に掲示する等の方法により、これを関係者に周知させる措置をとらなければならない。

(原水供給)

第十九条 上水道事業者の需要に応じて上水道以外の水道により水を供給する事業を経営する者（以下「原水供給事業者」という。）は、その供給する水の質及び量に関し、供給契約に定める条件を遵守しな

ければならない。但し、災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合は、この限りでない。

(水質検査)

第二十条 上水道事業者又は専用上水道の設置者は、省令の定めるところにより、定期に、水質検査を行わなければならない。

2 上水道事業者又は専用上水道の設置者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

3 上水道によつて水の供給を受ける者は、当該上水道事業者に対して、供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

4 上水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに水質検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

5 水質検査の実施に関して必要な事項は、省令で定める。

(健康診断)

第二十一条 上水道事業者又は専用上水道の設置者は、省令の定めるところにより、上水道の取水場、浄水場又は配水池において作業に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、定期に、健康診断を行わなければならない。

2 上水道事業者又は専用上水道の設置者は、前項の規定による健康診断を行つたときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行つ

た日から起算して一年間、これを保存しなければならない。

(衛生上の措置義務)

第二十二条 前二条に定めるもののほか、上水道事業者又は専用上水道の設置者は、上水道によつて供給する水を第三条の規定による水質基準に常に適合させるため、原水の状況に応じて必要量の消毒剤を注入し、伝染病の流行時には臨時の水質検査を行う等、省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(給水装置の基準)
第二十三条 上水道における給水装置の構造及び材質は、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

2 前項に規定するもののほか、給水装置の構造及び材質に関して必要な技術的基準は、省令で定める。

(給水装置の検査)

第二十四条 上水道事業者は、日出後日没前に限り、その係員をして当該上水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。但し、人の住居に使用する建物に立ち入るときは、その看守者又はこれに代るべき者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する係員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 上水道によつて水の供給を受ける者は、当該上水道事業者に対して、給水装置の検査を請求することができる。

4 上水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

(消火せん)

第二十五条 上水道事業者は、当該上水道に公共の消防のための消火せんを設置しなければならない。

2 市町村は、その区域内に消火せんを設置した上水道事業者に対し、その消火せんの設置及び管理に要する費用その他その上水道が消防用に使われることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用を補償するため、当該上水道事業者との協議により、これに相当の金額を交付しなければならない。

3 上水道事業者は、消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

(水源保護地域の指定及び解除)
第二十六条 主務大臣は、上水道事業のために特にその水源の水質を保護し、又は水量若しくは水位を保持する必要があると認めるときは、一定の地域を限つて水源保護地域に指定することができる。

2 主務大臣は、水源保護地域について、その指定の理由が消滅したと認めるときは、遅滞なくその部分について水源保護地域の指定を解除しなければならない。

3 都道府県知事又は上水道事業者は、一定の地域を上源保護地域として指定すべき旨を、都道府県知事、上水道事業者その他その指定の解除に直接の利害関係を有する者は、水源保護地域の指定を解除すべき旨を、それぞれ省令の定める手続に従つて主務大臣に申請することができる。

4 主務大臣は、水源保護地域の指定をしようとするときは、あらかじめ公聴会を開いて関係者の意見を聞き、且つ、関係行政庁に協議しなければならない。

5 前項の規定による公聴会を開こうとするときは、公聴会の期日、場所及び事業の内容をその期日の二週間前までに公示しなければならない。

6 主務大臣は、水源保護地域の指定を解除しようとするときは、あらかじめ当該上水道事業者の意見を聞かなければならない。

7 主務大臣は、水源保護地域の指定をしたときは、その地域及び指定の理由を、その指定を解除したときは、その地域を公示しなければならない。

8 水源保護地域の指定は、公示の日から起算して三十日を経過した日に、その効力を生ずる。

(水源保護地域内における行為の制限)

第二十七条 水源の水質を保護するために指定された水源保護地域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、汚物、下水又は工場若しくは事業場の廃液若しくは廃物を投棄し、放置し、その他

これらの物が水源に流れ込み、又はしみ込むおそれがある行為をしてはならない。但し、水源が当該上水道の水源として不適当なものとなるおそれがないことが明らかなる場合は、この限りでない。

2 水源の水量又は水位を保持するために指定された水源保護地域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、当該水源の水位の低下又は水量の減少をきたす行為をしてはならない。但し、当該上水道が既設の取水施設によつて必要量の水を取り入れることができない程度に水位の低下又は水量の減少をきたすおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

3 前二項に規定する許可は、給水区域のある上水道については給水区域の都道府県知事が、給水区域のない上水道については当該水道施設の所在地の都道府県知事が行うものとし、給水区域又は給水区域のない上水道の水道施設の所在地が二以上の都道府県の区域にまたがる場合及び給水区域又は給水区域のない水道の水道施設の所在地と当該行為をしようとする場所とがそれぞれ異なる都道府県の区域に属する場合には、これらの規定にかかわらず、主務大臣が行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、左に掲げる行為については、適用しない。

一 河川法(明治二十九年法律第七十一号)の規定による河川に関する工事及び同法第十七条から第十九条までの規定に基づく許可を受けた行為

二 砂防法(明治三十年法律第二十九号)の規定による砂防工事及び同法第四条の規定による制限に係る許可を受けた行為

三 鉱業権者又は租鉱権者が行う鉱業の実施に伴う行為

四 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の規定による土地改良事業として行う行為

五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十六条第一項又は第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた行為、同法第十八条の規定による伐採行為、同法第三十一条(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による禁止に係る許可を受けた行為並びに同法第四十一条の規定による保安施設事業の実施行為及び保安施設事業に係る施設の維持管理行為

六 前各号に掲げるものを除くほか、当該水源保護地域の指定があつた時において現に継続的な施設によつて行つてゐる行為。但し、その指定があつた当時に限る当該施設の能力をこえない限度の行為に限る。

七 前各号に掲げるものを除くほか、当該水源保護地域の指定があつた時において現に権原に基づき継続的に行つてゐる行為。但し、その指定があつた当時に限る当該行為の程度をこえない限度の行為に限る。

5 都道府県知事又は主務大臣は、第一項又は第二項の許可をしようとするときは、あらかじめ、当該上水道事業者の意見を聞かなければならない。

6 都道府県知事又は主務大臣は、第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該行為により水源が当該上水道の水源として不適当なものとなるおそれがないと認めるときは、同項の許可をしなければならない。

7 都道府県知事又は主務大臣は、第二項の規定による許可の申請があつた場合において、当該行為により当該上水道が既設の取水施設によつて必要量の水を取り入れることができない程度に水位の低下又は水量の減少をきたすおそれがないと認めるときは、同項の許可をしなければならない。

8 上水道事業者は、第一項又は第二項の規定による行為の制限によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の補償については、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、都道府県知事が裁定する。

10 第三項の規定は、前項の場合に準用する。

11 第八項の規定による裁定に不服がある者は、その裁定を受けた日から起算して三十日以内に、訴をもつて補償金額の増減を請求することができる。

12 前項の訴においては、補償の他の当事者をもつて被告とする。

(簡易上水道に関する特例)

第二十八条 簡易上水道の布設につ

いては、第十条第一号中「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同条第二号中「三年以上」とあるのは「一年以上」と、同条第三号中「五年以上」とあるのは「三年以上」と、同条第四号中「七年以上」とあるのは「五年以上」と、同条第五号中「十年以上」とあるのは「七年以上」とそれぞれ読み替へるものとする。

2 簡易上水道については、技術管理を担当する責任技術者は、第十六条の規定にかかわらず、専任であることを要しない。

3 簡易上水道については、第十六条第二号中「五年以上」とあるのは「三年以上」と、「七年以上」とあるのは「五年以上」と、「九年以上」とあるのは「七年以上」とそれぞれ読み替へるものとする。

4 簡易上水道による上水道事業のための水源保護地域の指定及び解除については、第二十六条第四項及び第五項の規定を適用せず、また、同条第八項中「三十日」とあるのは、「十五日」と読み替へるものとする。

第三章 事業用水道

(施設基準)

第二十九条 事業用水道事業者が施設する水道施設は、左に掲げる要件を備へなければならない。

一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。

二 貯水施設は、原水が常時必要量以上に確保されるときに、汚染されるおそれがないものであること。

三 浄水施設は、原水の質及び量に応じて沈でん池その他水の浄化に必要な設備を適当に設け、必要量の浄水を得ることができなければならないこと。

四 送水施設は、ポンプ、送水管その他送水に必要な設備を適当に設け、必要量の浄水を送ることができなければならないこと。

五 配水施設は、配水池、ポンプ、配水管その他配水に必要な設備を適当に設け、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給することができるものであること。

(料金の認可)

第三十条 事業用水道事業者は、水道料金について、あらかじめその額を定めて、地方公共団体である事業用水道事業者にあつては主務大臣の、その他の事業用水道事業者にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。認可を受けた水道料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

2 第十八条第五項の規定は、前項の認可について準用する。

(上水道に関する規定の準用)

第三十一条 第四条第二項から第四項まで、第五条から第八条まで、第九条第一項、第三項及び第五項、第十条から第十六条まで、第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項から第五項まで及び第七項、第二十五條、第二十六條並びに第二十七條第二項から第五項まで及び第七項から第十二項までの規定は、事業用水道事業について準用する。この場合において

て、第二十六條第一項中「その水源の水質を保護し、又は水量若しくは水位を保持する」とあるのは、「その水源の水量又は水位を保持する」と読み替へるものとする。

第四章 監督

(特許の取消)

第三十二条 主務大臣は、特許を受けた上水道事業者又は事業用水道事業者が特許の条件に違反したとき、正当な理由がなく特許を受けた日から一年以内に工事を着手せず、若しくは着手後一年以上その工事を中止したとき、又はこの法律の規定若しくはこれに基づく命令若しくは処分違反し、且つ、警告を発してもこれに従わないときは、その特許を取り消すことができる。

2 特許を受けた上水道事業者について前項に規定する理由があるときは、当該事業の給水区域をその区域に含む市町村は、主務大臣にその特許取消の処分を求めることができる。

3 主務大臣は、第一項の処分をしようとするときは、処分の理由並びに聴聞の期日及び場所を聴聞の期日の二週間前までに、当該処分を受ける者に通知し、且つ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。

4 聴聞においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明し、且つ、有利な証拠を提出することができる。

5 主務大臣は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由が

なくて聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで第一項の処分をすることができる。

(施設の改善命令)

第三十三条 主務大臣は、上水道又は事業用水道の水道施設が第四条又は第二十九条及び第三十一条において準用する第四条第二項から第四項までの規定による施設基準に適合しないと認めるとき、又は適合しなくなると認めるとき、又は定めるときは、当該上水道事業者若しくは事業用水道事業者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を命ずることができる。

(施設の使用禁止)

第三十四条 上水道事業者若しくは専用上水道の設置者又は事業用水道事業者が第十五条第一項又は第三十一条において準用する第十五条第一項の規定に違反して給水を開始したときは、都道府県知事は、当該上水道事業者若しくは専用上水道の設置者又は事業用水道事業者に対して、当該水道施設の使用を禁止することができる。

2 第十五条第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(原水供給事業者に対する勧告)

第三十五条 主務大臣は、原水供給事業者に対して、第十九条の規定による義務を遵守させるために必要があるとき、事項を示して勧告をすることができる。

(報告及び立入検査)

第三十六条 主務大臣又は都道府県知事は、上水道若しくは事業用水

道の布設若しくは管理又は原水供給水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、上水道事業者、専用上水道の設置者、事業用水道事業者若しくは原水供給事業者から工事施行の状況若しくは事業の計画若しくは実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所その他水道に係る場所の場所に立ち入らせ、工事の施行、水道施設、水質、水圧、水量若しくは第二十条第二項若しくは第二十一条第二項の規定による記録を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があつたときは、これを示さなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 雑則

(水の供給調整)

第三十七条 都道府県知事(関係地域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合には、主務大臣。以下次項において同じ)は、公共の利益を保護するために必要であり、且つ、適切であると認めるときは、上水道事業者又は事業用水道事業者に対して期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取水した水を他の上水道事業者又は事業用水道事業者へ供給すべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、供給の対価は、当事者間の協議によつて定め

る。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として裁定する。

3 前項の規定による裁定に不服がある者は、その裁定を受けた日から起算して三十日以内に、訴をもつて供給の対価の増減を請求することができる。

4 前項の訴においては、供給の他の当事者をもつて被告とする。

(訴訟)

第三十八条 第五条第二項の規定による特許、第八条第一項若しくは第九条第三項の規定による許可、第十五条第一項の規定による確認、第十八条第三項の規定による認可、第二十七条第一項若しくは第二項の規定による許可又は前条第一項の規定による命令に関する処分不服がある者は、訴訟法(明治二十三年法律第五号)の定めるところにより訴訟を提起することができる。第三十一条において準用するこれらの規定による処分又は第三十条第一項の規定による認可に関する処分不服がある者も、同様とする。

(裁定の申請)
第三十九条 第二十七條第一項又は同条第二項(第三十一条において準用する場合を含む)の規定による許可に関する処分不服がある者は、その不服の理由が採石業との調整に関するものであるときは、その処分につき土地調整委員会の裁定を申請することができる。

2 前項の者は、前条の規定にかかわらず、その処分につき訴願を提起することができない。

(国の補助)

第四十条 国は、地方公共団体が行う上水道の施設及び災害の復旧に要する費用について、必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、その費用の一部を補助することができる。

(地方公共団体による買収)

第四十一条 地方公共団体は、地方公共団体以外の者がその区域内に給水区域を設けて上水道事業を営んでいる場合において、当該上水道事業者が第三十三条の規定による施設の改善命令に従わないとき、又は公益の必要上当該給水区域をその区域に含む市町村から給水区域を拡張すべき旨の要求があつたにもかかわらずこれに応じないとき、その他その区域内において自ら上水道事業を営営することが公益の増進のため適正且つ合理的であると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、当該上水道事業者から、当該上水道の水道施設及びこれに附随する土地、建物その他の物件並びに上水道事業を営営するために必要な権利を買収することができる。

2 地方公共団体は、前項の規定により水道施設等を買収しようとするときは、買収の範囲及び価額について、当該上水道事業者と協議しなければならない。

3 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、主務大臣が裁定する。この場合において、買収価額については、時価を基準とするものとする。

4 前項の規定による裁定があつたときは、当事者間において裁定と同じ内容の契約が成立したものとみなす。

5 第一項の規定による認可又は第三項の規定による裁定に不服がある者は、訴願を提起することができる。但し、裁定のうち買収価額については、この限りでない。

6 第三項の規定による裁定のうち買収価額に不服がある者は、その裁定を受けた日から起算して三十日以内に、訴をもつてその増減を請求することができる。

7 前項の訴においては、買収の他の当事者をもつて被告とする。

(主務大臣)

第四十二条 この法律に定める主務大臣の権限は、左の各号に定める区分に従い、当該各号に規定する大臣が行うものとする。この法律に基く省令を制定し、又はこの法律に基くは、この法律に基く政令の規定により都道府県知事が処理する事務につきこれを指揮監督する権限についても、同様とする。

一 簡易上水道については、厚生大臣

二 簡易上水道以外の上水道については、政令の定めるところにより、厚生大臣又は建設大臣
三 もつぱら上水道事業の需要に応じて水を供給する事業用水道については、政令の定めるところ

ろにより、厚生大臣又は建設大臣

臣

四 もつぱら鉱工業の需要に応じて水を供給する事業用水道については、政令の定めるところにより、通商産業大臣又は建設大臣

臣

五 上水道事業及び鉱工業の需要に応じて水を供給する事業用水道については、政令の定めるところにより、厚生大臣、通商産業大臣又は建設大臣

六 原水供給事業者が経営する水道（第三号又は前号に該当するものを除く）については、厚生大臣

大臣

2 前項第二号から第五号までの規定に基く政令を制定するに当つては、なるべく同一の事項について二以上の大臣がその権限を行うこととならなければならない。

(権限の委任)

第四十三条 この法律に定める主務大臣の権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(届出等の経由)

第四十四条 この法律の規定により主務大臣に対してなすべき届出又は特許、許可若しくは認可の申請は、政令の定めるところにより、都道府県知事を經由してするものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により主務大臣に対する届出又は申請を受理したときは、二十日以内に、意見を附して、これを主務大臣に進達しなければならない。

(特別区に関する諸替)

第四十五条 特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替へるものとする。

第六章 罰則

第四十六条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 地方公共団体以外の者で、第五号第二項又は第三十一条において準用する第五号第二項の規定による特許を受けずに上水道事業又は事業用水道事業を営営したもの

二 特許を受けた上水道事業者又は事業用水道事業者で、第八号第一項又は第三十一条において準用する第八号第一項の規定による許可を受けずに給水区域を拡張したもの

三 第九号第三項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第十五号第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十七号第一項又は同条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第四十七条 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第十七号第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
二 第三十三号の規定による命令に違反した者

第四十八条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十四号（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六号（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者（専任でない責任技術者を置いた簡易上水道の上水道事業者又は専用上水道の設置者を除く）

三 第十七号第二項本文（第三十一条において準用する場合を含む。）又は第四項の規定に違反した者

四 第十九号の規定に違反した者
五 第二十号第一項の規定に違反した者

六 第二十一条第一項の規定に違反した者
七 第二十二号の規定に違反した者

八 第三十四号第一項の規定による禁止に違反した者

九 第三十七号の規定による命令に違反した者

第四十九条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十八号第三項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けた供給規程によらないで、水道料金を受け、又は給水装置工事の費用を徴収した者
二 第十八号第七項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員を検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附則
この法律の施行期日は、別に法律で定める。

五月二十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、水道法案(衆)

水道法案

水道法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 水道事業の経営

第一節 通則(第七条―第十二条)

第二節 水道の布設及び管理(第十三条―第二十条)

第三節 給水業務(第二十一条―第二十五条)

第四節 給水施設(第二十六条―第二十七条)

第五節 専用水道(第二十八条―第二十九条)

第三章 水道事業の監督及び国の補助(第三十条―第三十四条)

第四章 雑則(第三十五条―第三十八条)

第五章 罰則(第三十九条―第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、水道事業を育成し、水道の普及及び管理の適正を図り、もつて国民の文化的生活の向上に資するとともに、産業の興隆に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「水道事業」とは、一般供給水道事業及び卸供給水道事業をいう。

2 この法律で「一般供給水道事業」とは、飲用その他の日常生活用、鉱工業その他の事業用等一般の需用に供して配水管の設備により水を供給することを目的とする事業をいう。

3 この法律で「卸供給水道事業」とは、水道事業者又は専用水道の設置者は導管等の設備により水を供給することを主たる目的とする事業をいう。

4 この法律で「水道事業者」とは、水道事業を経営する者をいう。

5 この法律で「一般供給水道事業者」とは、一般供給水道事業を経営する者をいう。

6 この法律で「卸供給水道事業者」とは、卸供給水道事業を経営する者をいう。

7 この法律で「水道」とは、水道事業者が水の供給の用に供する施設をいう。

8 この法律で「専用水道」とは、自家用、社宅用その他特定の者の需用に供して導管等の設備により飲用又は鉱工業用の水を供給する施設で、その規模が、飲用のものにあっては一日五十立方メートル以上、鉱工業用のものにあっては一日十立方メートル以上の給水能力を有するものをいう。

9 この法律で「水源」とは、河川、湖沼、池、湧、水、井戸等の水で水道に取り入れられる水の供給源をなすものをいう。

10 この法律で「給水施設」とは、一般の需用者が水の供給を受けるための配水管に接続する給水管及びこれに附属する給水用具をいう。

第三条 水道事業は、地方公共団体が経営する。

2 都道府県は、一般供給水道事業を経営しようとするときは、あらかじめ、当該水道事業の給水区域の属する市町村と協議しなければならない。

3 前項の協議については、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

4 水道事業は、前条第一項の規定にかかわらず、地方公共団体以外の者が、建設大臣の特許を受けて、経営することができる。この場合において、当該特許を受けた者は、その経営しようとする水道事業が一般供給水道事業であるときは、当該水道事業の給水区域の属する市町村の同意を得なければならない。

2 前条第三項の規定は、前項後段の同意に準用する。

3 建設大臣は、第一項の特許の申請が左の各号(専用水道の設置者に水を供給する卸供給水道事業については、第三号及び第四号)に適合していると認めるときでなければ、同項の特許をしてはならない。

一 その水道事業の開始が一般の需用に適合するものであること。

二 その水道事業の開始が公共の利益を増進するものであること。

三 その水道事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること。

四 その水道事業の工率設計が第五条に規定する水道の施設基準に適合するものであること。

4 第一項の特許は、一般供給水道事業については給水区域を、卸供給水道事業については水の供給を受ける水道事業者又は専用水道の設置者を指定して、与えるものとする。

(施設基準)
第五条 左の各号に掲げる水道の施設は、それぞれ、当該各号に定める要件を備えなければならない。

一 取水施設にあつては、なるべく良質の原水の必要量が取り入れられるように設置されること。

二 貯水施設にあつては、常時原水の必要量が確保され、且つ、汚染されるおそれがなく貯水されるように設置されること。

三 浄水施設にあつては、第六条に規定する水質基準に適合する。

水が必要量が得られるように、原水の質及び量に応じて、適当な沈でん池、ろ過池、消毒装置その他の水の浄化に必要な設備が設置されること。但し、飲用以外の用に供する水を供給する水道にあつては、この水の用途に応じ、必要な水質の水が得られるように設置されることである。

四 送水施設にあつては、水の必要量が配水施設に送られるように、ポンプ、送水管その他送水に必要な設備が設置されること。

五 配水施設にあつては、水の必要量が一定以上の圧力をもつて連続して供給されるように、配水池、ポンプ、配水管その他配水に必要な設備が設置されること。

2 水道の各施設は、固定荷重、水圧、土圧、地震その他の荷重及び外力に対して安全な構造でなければならない。且つ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないように充分に考慮して築造されなければならない。

3 水道の各施設の位置及び配列は、水理条件、機能上の効率及び各施設相互間の有機的関連等を考慮して定めなければならない。

4 前三項に規定するものの外、水道の各施設の建設に關して必要な技術的基準は、建設省令で定める。

(水質基準)
第六条 水道によつて供給される飲用に供する水は、左の各号に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

一 病原生物又は有毒物質を含まないこと。

二 汚染されている事実を示す生物又は物質を含まないこと。

三 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

四 異常な臭味(消毒による臭味を除く。)がないこと。

五 ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の要件に關して必要な事項は、建設省令・厚生省令で定める。

第二章 水道事業の経営

第一節 通則

(経営の届出)

第七條 地方公共団体は、水道事業を經營しようとするときは、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の届出は、事業計画書、工事設計書その他の書類を添え、書面をもつてしなければならない。

3 前二項の規定は、地方公共団体が一般供給水道事業について届出に係る給水区域を、卸供給水道事業について届出に係る水の供給を受ける者を、その他水道事業について届出に係る建設省令で定める事項を変更しようとするときに準用する。

(特許の申請)
第八條 前条第二項の規定は、第四條第一項の水道事業の特許の申請に準用する。

2 水道事業の特許を受けた者は、一般供給水道事業について特許に係る給水区域を、卸供給水道事業について特許に係る水の供給を受ける者を、その他水道事業について特許に係る建設省令で定める事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

ける者を、その他水道事業について特許に係る建設省令で定める事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

3 第四條第三項の規定は、前項の許可に準用する。

(事業の譲渡及び法人の合併)
第九條 地方公共団体以外の者に対する水道事業の全部又は一部の譲渡は、建設大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 地方公共団体以外の水道事業者たる法人の合併は、建設大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第四條第三項の規定は、前二項の認可に準用する。

4 建設大臣は、一般供給水道事業について第一項又は第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、当該水道事業の給水区域の属する市町村の意見を聞かなければならない。但し、第一項の場合において、当該市町村が水道事業の譲渡人であるときは、この限りでない。

5 地方公共団体以外の者に対する水道事業の譲渡があり、又は地方公共団体以外の水道事業者について相続若しくは合併があつたときは、水道事業の譲渡を受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該水道事業について、水道事業者の地位を承継する。

6 地方公共団体は、他の水道事業者から水道事業の全部又は一部の譲渡を受けたときは、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

設大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)
第十條 地方公共団体が、水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、地方公共団体は、当該休止し、若しくは廃止しようとする水道事業がその区域外において經營されているものであるとき、又は当該地方公共団体が都道府県であるときは、あらかじめ、休止し、又は廃止しようとする旨を關係地方公共団体に通知しなければならない。

3 地方公共団体以外の者は、建設大臣の許可を受けなければ、水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

4 地方公共団体以外の水道事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、建設大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

5 建設大臣は、一般供給水道事業について第三項の許可又は前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、当該事業の給水区域の属する市町村の意見を聞かなければならない。

6 建設大臣は、水道事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ、第三項の許可又は第四項の認可をしてはならない。

(都道府県知事の經由)
第十一條 前四條に規定する建設大臣に対する届出又は特許、認可若しくは許可の申請は、都道府県知事を經由して、しなければならない。

(特許等の条件又は期限)
第十二條 建設大臣は、水道事業の特許、第八條第二項の許可、水道事業の譲渡の認可又は水道事業の休止の許可をする場合において、必要な条件又は期限を附することができる。

2 建設大臣は、必要があると認めるときは、前項の条件又は期限を変更することができる。

第二節 水道の施設及び管理

(地方公共団体の工事着手の制限)
第十三條 地方公共団体は、建設大臣が第七條第一項の届出を受理した日から六十日の範囲内で建設省令で定める期間を経過した後でなければ、その届出に係る水道事業の工事に着手してはならない。但し、第十四條の規定による命令があつたときは、又は同条の規定による命令をしない旨の通知があつたときは、この限りでない。

2 建設大臣は、第七條第一項の届出を受理したときは、遅滞なく、届出を受理した日を当該地方公共団体に通知するものとする。

(地方公共団体に対する工事設計変更の命令)
第十四條 建設大臣は、地方公共団体の届出に係る水道事業の工事設計が第五條に規定する水道の施設基準に適合しないと認めるときは、前条第一項に規定する期間内に、その設計の変更を命ずることができる。

にその設計の変更を命ずることができる。

(変更の届出があつた場合)
第十五條 前二條の規定は、第七條第三項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

(道路、橋等の使用)
第十六條 水道事業者は、その事業の用に供するため、道路、橋、みぞ、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の地上又は地中に配水管その他の導管を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができる。

2 前項の場合においては、水道事業者は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

3 第一項の場合において、管理者が正当な事由がないのに同項の許可を拒んだとき、又は管理者の定めた使用料の額が適正でないときは、主務大臣は、水道事業者の申請により、使用を許可し、又は使用料の額を定めることができる。この場合には、主務大臣は、あらかじめ、建設大臣に協議しなければならない。

4 前三項の規定は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定による道路並びに同法第十八條第一項の規定により決定された道路の区域内の土地及び当該土地に設置された道路の附属物となるべきものについては適用しない。

(水質検査)

第十七条 飲用に供する水を供給する水道事業者(浄水施設を有しない者を除く)は、定期に、若しくは、水、伝染病の発生等の事由により必要があると認めるときは臨時に、又は第十八条の規定による水質検査の請求があつたときは遅滞なく、その供給する水が第六条に規定する水質基準に適合するかどうかについて、水質検査を行わなければならない。この場合において、その供給する水が同条に規定する水質基準に適合しないときは、直ちに必要の措置をとらなければならない。

2 前項の水道事業者は、同項の水質検査に関する記録を水質検査を行つた日から五年間保存しなければならない。

3 第一項の水質検査の実施に関し必要な事項は、建設省令・厚生省令で定める。

(水質検査の請求)

第十八条 飲用に供する水の供給を受けている者は、前条第一項の水道事業者に対し、その供給する水について水質検査を請求することができる。

(水源の保護)

第十九条 何人も、建設省令の定めるところにより都道府県知事又は建設大臣の許可を受けなければ、左の各号に掲げる行為をしてはならない。但し、河川法(明治二十九年法律第七十一号)の規定による河川に関する工事、砂防法(明治三十年法律第二十九号)の規定による砂防工事その他政令で定める行為についてはこの限りでない。

一 水源の水位又は水量の変更をきたす行為であつて、既設の取水施設による水の取入を困難にする行為

二 水源を汚染させる行為であつて、既設の浄水施設により、当該水の用途に応じて必要な水質の水を得ることを困難にする行為

2 第十二条の規定は、前項の許可に準用する。

3 都道府県知事又は建設大臣は、第一項の許可を受けないで、又は同項の許可に附された条件に違反して、同項各号に掲げる行為をした者がある場合においては、その者に対し、当該行為の中止、当該行為により築造された工作物その他の物件の改造、移転若しくは除却又は当該水源を原状に回復すべきことその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(責任技術者による技術管理)

第二十条 水道の布設については、水道事業者は、建設省令の定めるところにより、左の各号の一に該当する責任技術者を置き、その技術上の業務を担当させなければならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く)、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は文部省令で定めるこれらの学校に準ずる学校において、正規の土木工学又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の業務に従事した経験を有する者

二 学校教育法による短期大学において、正規の土木に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行うものを除く)を修めて卒業した後、四年以上水道に関する技術上の業務に従事した経験を有する者

三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又は文部省令で定めるこれらの学校に準ずる学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の業務に従事した経験を有する者

四 学校教育法による高等学校、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校又は文部省令で定めるこれらの学校に準ずる学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の業務に従事した経験を有する者

五 十年以上水道に関する技術上の業務に従事した経験を有し、建設大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

2 水道の管理については、水道事業者は、建設省令の定めるところにより、左の各号の一に該当する責任技術者を置き、その技術上の業務を担当させなければならない。

業務を担当させなければならない。

(給水業務の開始)

一 前項各号に掲げる者

二 前条第一号から第三号までに規定する学校において、土木工学(これに相当する課程を含む)以外の工学、理学、薬学、医学又はこれらに相当する課程を修めて卒業し、且つ、同項第一号に規定する学校を卒業した者については五年以上、同項第二号に規定する学校を卒業した者については六年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者については七年以上の水道に関する技術上の業務に従事した経験を有する者

第三節 給水業務

(給水業務の開始)

第二十一条 水道事業者は、水道を新設し、又は増設し、若しくは改築したときは、当該工事が第七条第一項若しくは第三項の届出又は第四条第一項の特許若しくは第八条第二項の許可に係る事業計画又は工事設計(第十四条の規定による命令があつた場合においては、当該命令により変更された、又は変更されるべき工事設計)に合致していることについて、建設省令の定めるところにより都道府県知事又は建設大臣の認定を受けた後でなければ、給水業務を開始してはならない。

2 水道事業者は、給水業務を開始したときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

(給水義務)

第二十二条 一般供給水道事業者は、正当な事由がなければ、何人に対しても、その事業計画で定める給水区域における給水を拒んではならない。

(給水規程の設定及び公示)

第二十三条 一般供給水道事業者は、料金その他の供給条件について給水規程を定めなければならない。

2 地方公共団体以外の一般供給水道事業者が、前項の給水規程を定め、又は変更しようとするときは、その経営する水道事業の給水区域の属する都道府県の知事(給水区域が他の都道府県にまたがる場合には建設大臣)の認可を受けなければならない。

3 都道府県知事又は建設大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、当該水道事業の給水区域の属する市町村の意見を聞かなければならない。

4 第十二条の規定は、第二項の認可に準用する。

5 地方公共団体以外の一般供給水道事業者は、第一項及び第二項の規定により給水規程を定め、又は変更したときは、その実施の日の十日前から、公衆の見易いような方法によつてこれを公示しなければならない。

(給水規程の遵守)

第二十四条 一般供給水道事業者は、給水規程に定める供給条件に従つて水を供給しなければならない。

(卸供水道事業の供給条件)

第二十五条 地方公共団体以外の卸供水道事業者は、建設省令の定めるところにより都道府県知事又は建設大臣の認可を受けた料金その他の供給条件によるものでなければ、他の水道事業者又は専用水道の設置者に水を供給してはならない。

2 第十二条の規定は、前項の認可に準用する。

第四節 給水施設

(設置及び管理)

第二十六条 給水施設の設置及び管理は、給水規程の定めるところにより、当該給水施設の利用者がしなければならない。但し、建設省令の定めるところにより、一般供水道事業者においてすることが出来る。

2 給水施設の設置に要する費用は、設置者の負担とする。

3 一般供水道事業者は、給水規程に違反する給水施設について、これを改造すべきことをその所有者に請求し、又はこれを自ら改造することが出来る。

4 前項後段の場合において、一般供水道事業者は、給水施設の所有者に対して、当該改造に要した費用を請求することが出来る。

(共用給水施設)

第二十七条 市町村は、条例の定めるところにより、生活に困窮し、自ら給水施設を設置することができない者のために、共用の給水施設を設置しなければならない。

第五節 専用水道

(設置等の届出)

第二十八条 専用水道を設置しようとする者は、建設省令の定めるところにより、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならぬ。当該届出に係る建設省令で定める事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の届出は、工事設計書その他の書類を添え、都道府県知事を經由して、書面をもつてしなければならない。

(水質基準及び水質検査)

第二十九条 第六条の規定は、専用水道によつて供給される飲用に供する水に、第十七条の規定は、専用水道の設置者に準用する。

第三章 水道事業の監督及び国の補助

(工事の中止命令及び給水業務の停止命令)

第三十条 建設大臣は、第七条第一項の届出をしない、又は第四条第一項の特許を受けない、若しくは当該特許に附された条件に違反して、水道事業を営み、又は営もうとする者がある場合においては、その者のなす水道事業の工事の中止又は給水業務の停止を命ずることが出来る。

2 前項の規定は、第七条第一項若しくは第三項の届出又は第四条第一項の特許若しくは第八条第二項の許可に係る事業計画又は工事設計(第十四条の規定による命令があつた場合においては、当該命令により変更された、又は変更されるべき工事設計)に合致しない水道

事業の工事をなし、第十三条第一項(第十五条において準用する場合を含む。)の規定に違反して水道事業の工事に着手し、又は第二十一条第一項の規定に違反して給水業務を開始した者がある場合に準用する。

(改築命令等)

第三十一条 建設大臣は、水道の施設の全部又は一部が第五条に規定する水道の施設基準に適合しなくなつたときは、水道事業者に対し、当該施設の改築をなすべきことを命ずることが出来る。

2 建設大臣は、水道事業者の供給する飲用に供する水が第六条に規定する水質基準に適合しなくなつたときは、当該水道事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることが出来る。

(特許の取消等)

第三十二条 建設大臣は、地方公共団体以外の水道事業者が左の各号の一に該当する場合において、その者に警告を発してもこれに従わないときは、当該水道事業の特許を取り消すことが出来る。

一 特許の条件に違反したとき。

二 正当な事由がなく、特許を受けた日から一年以内に工事に着手せず、若しくは着手後一年以上その工事を中止し、又は事業の休止の期間が経過しても事業を再開しないとき。

三 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したとき。

2 建設大臣は、地方公共団体以外の一般供水道事業者がその給水区域の一部において給水業務を行つていない場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、その一部について給水区域を減少することが出来る。

3 建設大臣は、前二項に規定する処分をしようとするときは、処分の理由並びに聴聞の期日及び場所を聴聞の期日の二週間前までに、当該処分を受ける者に通知し、且つ、その者又は代理人の出頭を求めて公開の聴聞を行わなければならない。

4 聴聞においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明し、且つ、有利な証拠を提出することが出来る。

5 建設大臣は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで第一項又は第二項の規定する処分をすることが出来る。

(報告及び立入検査)

第三十三条 建設大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、水道事業者から工事の施行の状況、事業の経営その他の事項について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場その他の場所に立ち入らせ、工事の施行、水質又は水量等を検査させることが出来る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を

携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国の補助)

第三十四条 国は、水道を新設し、増設し、若しくは改築する必要があると認めるとき、又は災害による水道の損傷を復旧する場合において必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、これらの工事に要する費用の一部を補助することが出来る。

2 国は、都道府県が水道の新設、増設又は改築に關して行つた補助に要する費用について、政令の定めるところにより、当該都道府県に対し、その経費の一部を補助することが出来る。

第四章 雑則

(融通の命令)

第三十五条 建設大臣は、公共の利益を保持するために必要であると認めるときは、水道事業者に対して、水道に取水した水を期間、水量その他必要な条件を定めて、他の水道事業者に供給すべきことを命ずることが出来る。

(地下水汲上げの制限等に伴う地方公共団体の措置義務)

第三十六条 地方公共団体は、地盤の沈下の防止その他の事由により飲用又は鉱工業用等の水の供給源として地下水を汲み上げることが制限し、又は禁止した場合に、自ら水道事業を営み、又は水道を増設する等必要な措置をとるよう努めなければならない。

(権限の委任)

第三十七条 この法律の規定により建設大臣の権限に属する事項は、政令の定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

(訴願)

第三十八条 この法律の規定により建設大臣又は都道府県知事のした処分不服のある者は、訴願を提起することができる。

第五章 罰則

第三十九条 第十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十条 第四条第一項の特許を受けないで水道事業を経営した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定に違反した者

二 第十条第三項の規定に違反した者

三 第二十一条第一項の規定に違反した者

四 第三十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)の規定に基く命令に違反した者

五 第三十一条の規定に基く命令に違反した者

第四十二条 左の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条の規定に違反した者

二 第二十二條の規定に違反した者

三 第二十四條の規定に違反した者

四 第二十五條第一項の規定に違反した者

五 第三十五條の規定に基く命令に違反した者

第四十三条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項(第二十九條において準用する場合を含む)の規定に違反した者

二 第二十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十八條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第三十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十四条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十七條(第二十九條において準用する場合を含む)以下この条において同じ)第一項の水質検査に関する記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は第十七條第一項の水質検査に関する記録を第十七條第二項の規定に違反して保存しなかつた者

二 第二十三條第五項の規定に違反した者

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

第四十六条 地方公共団体が水道事業者である場合又は国若しくは地方公共団体が専用水道の設置者である場合において、これらの者について第四十一条第三号から第五号まで、第四十二条第一号から第三号まで若しくは第五号、第四十三条又は第四十四条第一号の違反があつたときは、その管理の責任を有する者に対して、それぞれ当該規定の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十年四月一日から施行する。但し、第二十条の規定及び同条の違反行為の処罰に関する第五章中の規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(水道条例の廃止)

2 水道条例(明治二十三年法律第九号。以下「旧法」という)は、廃止する。

(旧法による水道事業者)

3 この法律の施行の際、現に旧法により水道の施設の認可又は許可を受けて水道事業を経営している者は、この法律の施行の日において、第七條第一項の届出をし、又は第四條第一項の特許を受け、且つ、第二十一条第一項の認定を受け、及び同条第二項の届出をしたものとみなす。この場合において

は、一般供給水道事業者については、この法律の施行の際現に給水業務を行つてゐる給水区域をもつて、届出又は特許に係る給水区域とみなし、卸供給水道事業者については、この法律の施行の際現にその者から水の供給を受けてゐる水道事業者又は専用水道の設置者をもつて、届出又は特許に係る水の供給を受ける者とみなす。

(旧法によらない水道事業者)

4 この法律の施行の際、現に水道事業を経営している者で前項に規定する者以外の者は、この法律の施行の日から六十日以内に、建設省令の定めるところにより、事業の内容及び水道の施設等に関する事項を記載した書類を添へ、都道府県知事に届け出なければならぬ。

附則第三項の規定は、前項の規定による届出をした者に準用する。この場合において、附則第三項前段中「この法律の施行の日」とあるのは「当該届出の受理の日」と、同項後段中「この法律の施行の際」とあるのは「当該届出の受理の際」と読み替へるものとする。

(旧法による水道施設の認可の申請)

5 市町村が旧法の規定によりした水道施設の認可の申請で、この法律の施行の際まだこれに対する処分のされていないものは、この法律の施行の日において、第七條第一項の規定によりされた届出とみなす。

(旧法による水道施設の許可の出願)

6 都道府県又は地方公共団体以外

の者が旧法の規定によりした水道施設の許可の出願で、この法律の施行の際まだこれに対する処分のされていないものは、この法律の施行の日において、第七條第一項又は第八條第一項の規定によりされた届出又は特許の申請とみなす。

(専用水道の届出)

8 この法律の施行の際、現に専用水道を設置している者は、建設省令の定めるところにより、この法律の施行の日から六十日以内に、その施設等に関する事項を記載した書類を添へ、都道府県知事を経由して、書面をもつて建設大臣に届け出なければならない。

(給水の継続)

9 附則第四項又は前項に規定する者は、これらの規定による届出をするまでの間、引き続き給水を行うことができる。

(罰則)

10 附則第八項に規定する者が同項による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、五万円以下の罰金に処する。この場合において、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して当該罰金刑を科する。

(責任技術者の資格の特例)

11 この法律の施行の際、現に水道の施設又は管理について技術上の業務を担当している者で、七年以上水道に関する技術上の業務に従事した経験を有する者は、建設大

臣の認定する講習を終了したときは、第二十条に規定する資格を有しなくても、同条に規定する責任技術者として、引き続き水道の施設又は管理についての技術上の業務を担当することができる。

(委任規定)

12 附則第三項から前項までに規定するものの外、旧法の廃止に伴う経過措置に関し必要な事項は、政令で定める。

(建設省設置法の一部改正)

13 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号の次に次の一号を加え、同条第七号中「水道及び」を削る。

六の二 水道に関する事務を行うこと。

(厚生省設置法の一部改正)

14 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十五号及び第三十六号を次のように改める。

三十五 水道によつて供給される水の品質の基準を定め、及びその品質の検査に関する事務を行うこと。

三十六 下水道に関する事務を行うこと。

第九条第一項第十六号の次に次の一号を加え、同項第十七号中「水道及び」を削る。

十六の二 水道によつて供給される水の品質の基準を定め、及びその品質の検査に関する事務を行うこと。

(土地収用法の一部改正)

15 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十七号の三の次に次の一号を加え、同条第十八号中「水道条例(明治二十三年法律第九号)による水道又は」を削る。

十七の四 水道法(昭和二十九年法律第 号)による水道

(道路法の一部改正)

16 道路法の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「水道条例(明治二十三年法律第九号)」を「水道法(昭和二十九年法律第 号)」に改める。